

会 議 録 目 次

平成17年第6回海田町議会12月定例会（第1日目）

平成17年12月7日（水）午前9時00分開会

日程第1	会議録署名議員の指名について……………	4
日程第2	会期の決定について……………	4
日程第3	諸 般 の 報 告……………	5
	（1）議 会 報 告	
	（2）行 政 報 告	
	（3）報告第6号 損害賠償額の決定について	
日程第4	諮問第2号 人権擁護委員の推薦について……………	1 3
日程第5	同意第6号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について…	1 4
日程第6	認定第1号 平成16年度決算の認定について……………	1 6
日程第7	認定第2号 平成16年度海田町水道事業会計決算の認定について…	1 8
日程第8	一 般 質 問……………	1 9
	（延 会）……………	9 7

平成17年第6回海田町議会定例会

会 議 録 (第1号)

1. 招 集 年 月 日 平成17年12月7日 (水)
2. 招 集 の 場 所 海田町議会議事堂
3. 開会 (開 議) 12月7日 (水) 9時00分宣告 (第1日)

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

4. 応 招 議 員 (16名)

1番	久留島 元 生	2番	三 宅 総一郎
3番	岡 田 良 訓	4番	西 田 祐 三
5番	渡 辺 善 隆	6番	桑 原 克 之
7番	多 田 雄 一	8番	斎 木 貞 暁
9番	西 山 勝 子	10番	宮 坂 二 郎
11番	河 野 道 昭	12番	崎 本 広 美
13番	前 田 勝 男	14番	住 吉 充
15番	佐 中 十九昭	16番	原 田 幸 治

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

5. 不 応 招 議 員
な し

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

6. 出 席 議 員 (16名)

1番	久留島 元 生	2番	三 宅 総一郎
3番	岡 田 良 訓	4番	西 田 祐 三
5番	渡 辺 善 隆	6番	桑 原 克 之
7番	多 田 雄 一	8番	斎 木 貞 暁
9番	西 山 勝 子	10番	宮 坂 二 郎
11番	河 野 道 昭	12番	崎 本 広 美
13番	前 田 勝 男	14番	住 吉 充
15番	佐 中 十九昭	16番	原 田 幸 治

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

7. 欠 席 議 員

な し

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

町	長	山 岡 寛 次
理	事	山 本 義 彦
企 画 部	長	池 乃 本 和 弘
総 務 部	長	因 幡 貞 男
福 祉 保 健 部	長	上 條 正 弘
参 事 (行政改革推進担当)		富 田 征
建 設 部	長	児 玉 正 克
行 政 改 革 推 進 課	長	西 本 徹 郎
企 画 課	長	大 久 保 裕 通
財 政 課	長	内 田 和 彦
総 務 課	長	窪 地 満
地 域 振 興 課	長	臼 井 真
税 務 課	長	永 海 房 雄
住 民 課	長	貝 原 陽 子
福 祉 課	長	植 野 敏 彦
高 齢 福 祉 課	長	上 村 直 樹
保 健 セ ン タ ー 所	長	木 原 晴 彦
監 理 課	長	久 保 伸 一
建 設 課	長	畠 山 隆
都 市 整 備 課	長	金 子 幹 雄
教 育 委 員	長	瀧 川 昌 俊
教 育	長	正 木 洋
教 育 部	長	中 野 潔
学 校 教 育 課	長	青 木 基 秀
生 涯 学 習 課	長	青 木 義 和
上 下 水 道 部	長	木 原 正 博

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	園 山 純
主 幹	濱 吉 計 守
主 事	中 村 修 介

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

10. 議 事 日 程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸 般 の 報 告

（1）議 会 報 告

（2）行 政 報 告

（3）報告第6号 損害賠償額の決定について

日程第4 諮問第2号 人権擁護委員の推薦について

日程第5 同意第6号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について

日程第6 認定第1号 平成16年度決算の認定について

日程第7 認定第2号 平成16年度海田町水道事業会計決算の認定について

日程第8 一 般 質 問

日程第9 第42号議案 公の施設の指定管理者の指定について

日程第10 第43号議案 海田町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の
制定について

日程第11 第44号議案 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

日程第12 第45号議案 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

日程第13 第46号議案 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第14 第47号議案 海田町下水道条例の一部を改正する条例の制定について

日程第15 第48号議案 平成17年度海田町一般会計補正予算（第6号）

日程第16 第49号議案 平成17年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（原田）日程第３、諸般の報告を議題といたします。

まず、議会報告でございますが、議会の動きとしてお手元に配付いたしております。海田地区消防組合議会の臨時会が開催されておりますが、議会の報告については後ほど行うことといたします。そのほか、主なものとして、11月14日に地方分権改革総決起大会が、また、同月24日に第49回町村議会議長会全国大会が開催され、それぞれ私が出席いたしました。また、11月15日から16日まで議会運営委員会が県外研修を実施され、報告書が提出されておりますので、ご参照いただきたいと思います。また、12月１日に東広島・安芸バイパス・広島南道路建設促進東京要望に私が出席をいたしました。

次に、海田地区消防組合議会につきましては、去る10月26日に臨時会が開催されておりますので、消防組合議会の概略について、本議会選出の議員より報告を求めることといたします。前田議員。

○１３番（前田）ただいま、議長から指名がございましたので、海田地区消防組合議会の報告をさせていただきます。

10月26日に平成17年第４回海田地区消防組合議会の臨時会が開かれました。提出事件は、財産の取得についてでした。内容は、高規格救急自動車２台を5,565万円で広島トヨタ自動車株式会社広島東店から購入するというものでございます。全会一致で可決しております。

なお、関係資料は議会事務局で保管をしておりますので、ご参照ください。以上で報告を終わります。

○議長（原田）以上で議会報告を終わります。

続いて、行政報告について町長より申し出がありますので、これを許します。町長。

○町長（山岡）皆さん、おはようございます。本日は多忙のところ、ご参集いただきまして、ありがとうございます。９月定例議会後の行政執行の状況についてご報告申し上げます。

初めに、行政改革実施計画及び財政健全化計画策定後の行政改革の取り組み状況でございますが、10月６日から６回に分けて全職員を対象に職員説明会を開き、意識改革と改革計画の周知徹底を図りました。これから予算への確実な反映を目指し、全庁挙げて改革に取り組んでまいります。

次に、広島県の分権改革推進計画に伴う権限移譲事務の状況でございますが、去る11

月4日の全員協議会で協議経過についてご報告したとおり、これから本格的な県との調整協議を進めるとともに、内部検討に入る予定でございます。

続きまして、11月の臨時議会におきまして議決をいただきました町内循環コミュニティバスでございますが、12月1日から運行を再開しました。

次に、JR海田市駅への快速電車停車に係る取り組みについてでございますが、11月22日、JR西日本広島支社長とお会いし、今後、双方で前向きに検討していきたいとの回答をいただきました。引続き、実現に向け、努力を続けてまいります。

続きまして、国勢調査でございますが、調査員の方々や住民の皆様のご協力のもと、大きな混乱もなく、無事に終えることができました。

次に、アスベスト問題への対応でございますが、10月6日に広島県環境保健協会と調査業務契約を締結し、アスベスト含有の可能性のある11施設より16検体を採取し、検査を行っているところでございます。検査結果につきましては、12月中旬ごろに判明する予定でございます。今後の対応につきましては、この結果を踏まえ、適切に対応してまいりたいと考えております。また、健康相談につきましては保健センター、住宅解体・建材等の相談につきましては建設課で住民の相談に対応しております。引続き、国や県からの情報収集に努め、アスベスト問題に対応してまいります。

続きまして、地域住民の防災意識の高揚や、災害時における実践能力向上と、消防機関との連携強化などを目的とした防災訓練を11月20日に海田小学校で実施いたしました。今回は、これまで実施してまいりました訓練メニューに加え、住民の皆さんに主体的に訓練に参加していただくため、一次避難場所から拠点避難場所への避難ルートを住民の皆さんに考えていただくという訓練を実施いたしました。この訓練には、海田小学校区の住民の方々をはじめ、海田町消防団員、海田消防署職員及び町職員合わせて約270人が参加し、避難誘導や救急救護などの訓練を行い、地域の防災力を高める上で大変有意義であったと思います。今後も訓練メニューを工夫しながら繰り返し実施していきたいと考えております。

次に、10月22日に「スマイルフェスタ イン かいた」実行委員会の主催による「第2回スマイルフェスタ イン かいた」が海田町福祉センターで開催されました。当日は多数の方々が参加をされ、ボランティア活動や健康増進等の活動を発表されるなど、明るく住みよい地域社会づくりに向けての熱意を感じているところでございます。

続きまして、平成14年10月に幸保育所で起きました園児の骨折事故についてござい

ますが、平成15年に調停の申し立てがあり、不調に終わっていましたが、平成17年10月6日付で広島地方裁判所に海田町を被告とする損害賠償請求事件が提訴されました。

次に、9月の敬老の日に合わせて、75歳以上の1,924人の皆さんに心ばかりの敬老祝い品をお贈りいたしました。

また、11月23日には第1回の福祉センターまつりが開催されました。当日は、講座生による演芸発表会や作品展示に加え、さわやか大学生などによるうどんなどの販売もあり、参加された多くの町民の方々に楽しんでいただきました。これからも福祉活動の拠点として活用していただき、生きがいと楽しみを持って元氣でご活躍されることを願うものでございます。

続きまして、空き缶等散乱ごみ追放キャンペーンについてでございますが、10月2日に海田町公衆衛生推進協議会及び自治会連合会との共催で、瀬野川などの河川を中心に町内一斉の清掃奉仕活動を実施いたしました。町内全域で約4,600人の皆様に参加いただき、15トンのごみを収集いたしました。今後とも「美しい町、海田町」をつくるため、各種団体や町民の皆様と協力して環境美化活動を進めてまいりたいと思います。

次に、公園事業でございますが、近隣公園として都市計画決定しています大立公園の区域を変更するため、11月1日に海田町都市計画審議会を開催し、町道144号線から東側の区域を外し、南側の町有地を区域に含めるとする原案は妥当であるという答申を得ました。現在、広島県知事と協議を行っていますので、広島県からの回答が得られ次第、都市計画決定の変更を行うこととしております。

続きまして、海田市駅南口土地区画整理事業でございますが、11月1日に事業評価監視委員会を開催し、町の対応方針案のとおりとする答申を得ました。今後につきましても、段階的にまちづくりを進めていくため、国や県などの関係機関と協議を行うとともに、地元の方々との協力を得ながら取り組んでまいりたいと考えております。

次に、下水道工事の進捗状況についての報告をします。まず、今年度に予定しておりました工事についてでございますが、上市地区及び石原地区の一部を除いてすべて発注し、工事はほぼ順調に進んでおります。なお、本議会には、汚水に係る補助金が増額となったこと、また、今年度予定しておりました雨水幹線工事で想定以上にガス管などの移設補償費がかかるため、工事請負費及び補償費の補正をお願いしているところでございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、広島市安芸区において発生した矢野西小女児殺人事件に関しましては、

左側矢野方面から被害者の自転車が接近しており、双方急ブレーキをかけましたが、被害者の乗る自転車が公用車の左側角に衝突したものでございます。この際、被害者は右腕と右ほおの2カ所を打撲されたものでございます。事故後直ちに被害者を病院に搬送するとともに、海田警察署の事故処理を受けているものでございます。本案件は、左右確認が十分と言えず、過失割合は当方10割とし、相手方の損害13万7,639円と決定したものでございます。これによりまして専決処分の後、相手方との示談を締結したものでございます。なお、相手方に支払われます損害賠償金につきましては、財団法人全国自治協会の自動車事故共済金から全額補てんされるものでございます。また、当該職員につきましては、事故当日、注意を行いましたけれども、被害者への謝罪に向かうように指示をし、損害賠償額の決定を踏まえ、11月24日に嚴重注意処分を行い、再発防止を図ったところでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（原田）以上で報告を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中君。

○15番（佐中）15番、佐中です。最近、議会にこういうのが上がってなくて、いいなと感じておったやさき、過失相殺割合が100%ということは、全く不注意ということにつながるわけですが、今13万幾ら上げておられますが、これは物損によるそういう補てんなのか、それとも医療による、治療による補てんなのか、お尋ねします。

○議長（原田）総務課長。

○総務課長（窪地）損害額の内訳でございますが、治療費といたしまして4万7,379円、それから、家事に影響があるということから、家事従事に対する休業損害、これが3万4,200円、慰謝料が5万400円、通院にかかわる交通費といたしまして5,660円という内訳でございます。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）たびたびこういうのが、1回起これば続けておきるというのが今までずっとあるので、徹底してそういう教育、指導をしてほしいと思うんですが、あわせてお尋ねしますが、自治法によって、町のそういう所管であればこうして議会に出すわけですが、公営企業の場合、今は海田町は水道ですね、水道の場合は出さなくてもいいという、自治法によってあるんですが、そこら辺の実態はどうなっておるのかということと、もう一つは、海田町職員は230名ぐらいおられて、私の記憶では半年に1回ぐらいこういうのが議会に上がってきますけれども、広島市の場合は3万弱ぐらい職員がおると思

うんですが、今、地方自治法によって全部議会で、金額がどうのこうのではなくて、その措置が妥当であるかどうかというのを議会に諮って、その承認を受けるという格好になっておるんですが、広島市の場合は事故が起きた場合に議会に全部かけておるのかどうか、また、それが簡易でどこかで処理されるような方法になっておるのか。あまりにも海田町のこういうテンポで広島市がもし事故を起こしたら、議会の前半でこういう報告のような形でばっと出てくるんじゃないかというような、そういう心配というか、懸念がされるので、お尋ねします。

○議長（原田）上下水道部次長。

○上下水道部次長（新浜）公営企業につきましては、ご指摘のとおり、地方公営企業法の2、地方自治法の適用除外というものがあまして、賠償につきましては議会に報告しなくてもよいというのがございます。それで、今までの状況でございますが、事故等につきましては全然起きておりません。

○議長（原田）総務課長。

○総務課長（窪地）広島市の状況でございますけれども、本町におきましては、地方自治法もございますけれども、議会の委任に基づく町長の専決事項の指定をいただいておりますので、この中で専決処分をさせていただいておるところでございます。広島市につきましては、この状況は把握しておりませんが、同じような形での委任事項があるのではないかと考えております。それと、広島市につきましては、事故が起こった場合の措置、これについては本町のように保険を掛けておらないと聞いております。その都度その都度、額を定めたもので対応させているということで聞いております。

○議長（原田）ほかに質疑。前田議員。

○13番（前田）13番、前田ですが、今の課長の説明では、過失割合が10対ゼロというのか、100対ゼロというのか、どうも一たん停車の後にということで、若干前方不注意があったと、こういうような説明なんです、今の説明では10対ゼロにはおかしいんじゃないかというふうに感じるわけです。その辺が若干甘いんじゃないか。相手方にも、車に当たった位置、そういうようなところも考えると、少なくとも1程度か何がしかの過失があるのではないかと、このように考えられるんですが、その辺の考え方と、もうちょっと事故の状況について詳しく説明願いたいということです。

それから、町長の行政報告の中でも、財政の健全化計画で意識高揚を図ったと、こういうようなことですが、職員のいろんな形での意識改革も恐らく伝達されたものと、私

はこのような思うわけですが、過去何度かこのような事故が起きておるわけですが、その都度それなりのペナルティーというか、いわゆる処分がないんですよ。単に口頭で注意したと。このようなことなので、そこらが今の町長の言葉で言う意識改革につながらないんじゃないか、そういうふうに私は思うわけですが、そこらをもっと厳しい処分の状況、単に注意だけだったのか、その辺を再度もっと詳しく説明願いたいということ。

それと、この自治協会の自動車賠償保険の中からやるんだからいいんだと、このように簡単にいつも説明されるというか、考えておられるように思うわけですが、そういうことではいかんのではないか。当然そういうものは保険に反映してくるのであろうと。保険料の値上がりといいますか、当然それもあるであろうし、その辺も含めて、甘いそういうので、直接町の出費にはかからんのじゃと、こういうような考えを持たれるんじゃないか。そうじゃなくて、保険を掛けておるんだから、当然町の出費になっておるわけなんですね。その負担は町民にかかっておるわけです。その辺の意識というのはどのように考えておられるか。この３点ほどをお願いしたい。

○議長（原田）総務課長。

○総務課長（窪地）まず、相手方にも過失があるのではないかとというご質問でございますが、今回のケースの場合におきまして、一たん停止を職員の車がしておった状況でございますが、右側の車の方に注視しておりまして、左側を全く見ていない状況の中で自転車側、被害者の方につきましても、とまっているから、当然左右を確認した上で出られるということで、直前になって車が発進したような状況でございますから、相手方に過失を求めるのは非常に酷であるというふうに考えております。

続いて、保険があるからそれでいいんじゃないだろうかというご質問でございますが、保険料につきましては、事故がある、なしにかかわらず、毎年一定の金額でございます。

それから、職員に対して意識改革の点も含めて、９月１日から、今回のような公用車による交通事故を起こした場合の処分の方針を定め、職員に啓発をしていきながら事故の再発防止を図っているところでございます。以上でございます。

○議長（原田）前田議員。

○１３番（前田）再度尋ねますが、職員の意識改革などというので、処分の中身をどのようにしたのかということで聞いておるんですが、その辺がようわからん。先ほども言いましたように、単に口頭で、今後気をつけなさいよと、これぐらいのことで済んでおる

のか。あるいはまた、今後こういうようなことがあるとどのような処分になりますよとか、何かそういうものが累積的になっていくというのか、そういうものが積み重なって何がしかの処分につながるというふうになっていくのか。そこらが、単に注意をただけだったら余り、いわゆるのど元過ぎれば何とかなというようなことわざのように、今までの例がそのようになってきておるんじゃないかと、こういうことを言うておるわけです。過去にも何度もこういうことがあって、今、佐中議員からあったように、しばらくこういうことがないから、非常にいいことだなと思っておった途端に出てきた。だから、そういう処分が甘いから、あの程度の処分ならいいんじゃないかと、その場を「はい」と言うて聞いておきや済むことじゃというようなことで、町長の言う意識改革につながるんじゃないかということだから、もっと厳しくやるべきじゃないか、その中身はどうなっておるんか、こういうことを聞いておるわけです。

○議長（原田）総務課長。

○総務課長（窪地）今回定めました交通事故事案における処分の方針でございますが、まず、事故において双方の損害額が50万円未満の軽微な事故、それから、50万円以上の、軽微とは言いがたい事故、それから、飲酒運転等、安全措置義務違反などの重大事故、3区分に分けまして、軽微な事故につきましては嚴重注意処分を行うこととしております。ただし、過去2年間におきまして軽微な事故が3回以上の場合は、懲戒処分である戒告にするとともに、1年間、公用車の運転を認めないこととしております。次に、軽微とは言いがたい事故の場合については嚴重注意、または懲戒処分である戒告とすることとしております。また、過去に軽微とは言いがたい事故を起こしている場合につきましては、懲戒処分である戒告または減給にするとともに、3年間、公用車の運転を認めないこととしております。また、重大な事故を起こした者につきましては、懲戒処分である戒告以上の処分を行うとともに、以後、公用車の運転を認めないこととした内容としております。以上でございます。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

本件については、地方自治法第180条第2項の規定により議会に報告すべき義務を町長に負わせたもので、承認案件ではございませんので、報告第6号については、これをもって終結いたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（原田）日程第４、諮問第２号、人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。
町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）諮問第２号、人権擁護委員の推薦について。人権擁護委員であります丹羽邦子さんの任期が平成18年３月31日をもって満了するため、引続き同氏を推薦いたしますので、意見をお伺いするものでございます。経歴につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）総務課長。

○総務課長（窪地）諮問第２号、人権擁護委員の推薦についてご説明いたします。議案書の２ページをお開きください。現在人権擁護委員であります丹羽邦子さんの任期が平成18年３月31日をもって満了となることに伴いまして、引続き丹羽さんを人権擁護委員の候補者として推薦するものでございます。人権擁護委員につきましては、人権擁護委員法第６条第３項の規定に基づき、海田町の住民で、人格、識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある者の中から、議会の意見を聞いて町長が候補者の推薦を行い、法務大臣が委嘱するものでございます。委員の職務の内容でございますが、人権擁護委員法第11条の規定に基づき、国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由・人権思想の普及・高揚を図ることでございます。委員の任期は３年でございます。

それでは、丹羽邦子さんの経歴についてご説明いたします。生年月日は昭和〇年〇月〇日生まれで、現在〇歳でございます。住所は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇にお住まいでございます。職歴でございますが、昭和32年４月から海田中学校組合、教育委員会の勤務を経て、町職員として昭和45年７月まで在籍されております。その後、昭和49年から民生委員を１期、昭和56年から人権擁護委員につかれており、現在８期目でございます。その他、昭和63年からは保護司もあわせて行っておられる方でございます。これまでの行政経験や長年の人権擁護活動を踏まえ、適任であると判断し、推薦を行うものでございます。以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。桑原議員。

○６番（桑原）１点お願いします。今説明がありましたように、法の第10条で任期が３年、一方、今説明のあった法の第11条で委員の職務について第１号から第５号まで決めてございます。これは皆、包括的なものばかりを並べてあるわけですね。それで、自由・

人権思想に関する啓蒙とか宣伝というので、具体的には我々町民にとってはパンフレットとかそういうもので大体、やっておられるんだなというのはわかるんですけども、そのほかの1号から5号までの包括的な業務の中で具体的に海田町として特色的などうか、何かそんな職務的なものがこの3年間あったのかどうか、その辺がわかれば、情報の開示の範囲内でお願いしたいんですけども。

○議長（原田）福祉課長。

○福祉課長（植野）人権擁護委員活動として海田町の特色ある活動といいますと、これは全国的な規模で6月と12月に人権週間というのを行っております。この間、街頭啓発、それと人権相談というのを開設しております。また、これは一般的な活動にはなりますが、それぞれの委員さんにおかれまして、自宅等で一般住民の方の相談を受ける、また、社会福祉協議会におきまして心配事相談等の相談員を兼ねておられまして、こちらの方で相談業務に当たっております。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより諮問第2号について採決を行います。お諮りいたします。

本件については、丹羽邦子さんを適任とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、諮問第2号、人権擁護委員の推薦については丹羽邦子さんを適任とすることに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第5、同意第6号、固定資産評価審査委員会委員の選任の同意についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）同意第6号、固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について。固定資産評価審査委員会委員であります岸保伸生さんが平成17年12月26日をもって任期が満了することに伴い、委員の選任の同意をお願いするものでございます。同意をお願いする者の氏名は引続き岸保伸生さんでございます。経歴につきましては担当者から説明させていただきます。

○議長（原田）総務課長。

○総務課長（窪地）同意第6号、固定資産評価審査委員会委員の選任の同意についてご説明いたします。議案書の3ページをお開きください。現固定資産評価審査委員会委員であります岸保伸生さんの任期が平成17年12月26日をもって満了となることに伴いまして、引続き岸保伸生さんを再任としてお願いするものでございます。固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、地方税法第423条第3項の規定に基づき、海田町の住民で町民税の納税義務がある者または固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、議会の同意を得て町長が選任するものでございます。任期は3年間でございます。

それでは、岸保さんの経歴についてご説明いたします。住所は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇にお住まいでございます。生年月日は昭和〇年〇月〇日生まれで、現在〇歳でございます。職歴でございますが、昭和44年5月に呉税務署に配属され、その後、庄原税務署、呉税務署、三次税務署、西城税務署、広島南税務署、広島国税局、府中税務署、福山税務署に勤務され、平成11年7月に退職されておられます。その後、平成11年9月から東広島におきまして税理士業を開業され、現在に至っておられます。なお、平成11年12月から固定資産評価審査委員会委員として現在ご活躍をいただいているところでございます。その豊富な税務経験を踏まえ、適任であると判断し、選任の同意をお願いするものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。この委員さんは、不服があった場合にいろいろ申し出によってそれを審査するということになるわけですが、そのもとになる評価、審査委員会の委員でなくて、その評価員は海田町には設置されておるのかどうか。この土地はこれだけ評価する、その不服は今提案されておるここでするわけですね。そのもとになる評価の決める、そういうのは台帳に基づいてずっと機械的に評価をするのか、それとも評価委員を置いて評価されているのかどうか、それをお尋ねします。

○議長（原田）税務課長。

○税務課長（永海）固定資産の評価につきましては、不動産鑑定士のご意見をお伺いしながら、町の方でそういう価格を設定いたしております。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）それじゃ、今の評価員というのは別に町長の諮問機関とかそういう形で

は置いていないということですね。

○議長（原田）税務課長。

○税務課長（永海）特段置いておりません。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。桑原議員。

○6番（桑原）委員の任期は3年間、固定資産税の台帳に登録された価格に関する不服審査を決定するための委員会ですよね。それを置かないといけないようになっているでしょう。固定資産評価委員会の開催頻度、この人が3年間務めてこられたので、大体3年間で開催頻度はどのぐらいありますか。

○議長（原田）税務課長。

○税務課長（永海）まず、固定資産評価審査委員の職務といたしましては、町が決めた固定資産の価格に対して異議の申し出があった場合にこの固定資産評価審査委員会を開催するものでございます。本町の実情でございますけれども、平成13年度に3回開いておりますけれども、それ以降、異議の申し出がないということで、委員会は開催をいたしておりません。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより同意第6号、固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について採決を行います。お諮りいたします。

同意第6号については、これに同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、同意第6号についてはこれに同意することに決定いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第6、認定第1号、平成16年度決算の認定についてと日程第7、認定第2号、平成16年度海田町水道事業会計決算の認定についてを一括議題といたします。この2件についてはさきの9月議会において決算審査特別委員会に付託しておりますので、委員長より審査の経過並びに結果の報告を求めます。決算審査特別委員会委員長、多田議員。

○決算審査特別委員会委員長（多田）それでは、決算審査特別委員会の報告をいたします。

平成16年度決算審査特別委員会審査報告をいたします。本委員会は、平成17年9月7日付で付託されました案件を審査の結果、次のとおり決定いたしましたので、海田町議会会議規則第72条の規定により報告します。

付託案件は、認定第1号、平成16年度決算の認定について、平成16年度海田町一般会計歳入歳出決算、平成16年度海田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、平成16年度海田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、平成16年度海田町老人保健特別会計歳入歳出決算、平成16年度海田町介護保険特別会計歳入歳出決算、及び認定第2号、平成16年度海田町水道事業会計決算の認定についてであります。

審査経過については、平成16年9月7日、本会議において議員7名で設置された本委員会は、9月14日に委員会を開催し、審査案件について、町長以下執行部関係職員の出席を求め、慎重に審査しました。日程についてはお手元の報告書に記載しておりますので、省略させていただきます。

最後に、審査の結果でございますが、認定第1号、平成16年度決算の認定については、全会一致により認定すべきものと決定いたしました。認定第2号、平成16年度海田町水道事業会計決算の認定についても、全会一致により認定すべきものと決定しました。

以上で決算審査特別委員会審査報告を終わります。

○議長（原田）以上で報告を終わります。ただいまの委員長の報告に対して質疑があれば許します。崎本議員。

○12番（崎本）1点だけ、内容的にお願いいたします。決算報告の中で、執行残が多い件についての対応の質疑について、執行部からこのようにしますとか何とか答弁があったら、ひとつお願いいたします。

○議長（原田）多田議員。

○決算審査特別委員会委員長（多田）執行残というか、不用額につきましてお2人の方から質疑がございました。1人は、総務費の中の財政管理費の需用額の半額が不用額になっているのはなぜかという質疑で、回答につきましては、選挙費で消耗品を購入したということでございます。もう1件につきましては、土木費の中で3億7,000万円を減額しているのに、さらに不用額が3,800万円となっているのはなぜか、予算設定が甘かったのではないかという質疑がございまして、答弁の方は、中店小学校線事業の方向転換を行ったためと。この2件でございます。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。これより各議案について順次採決を行います。

まず、認定第1号、平成16年度決算の認定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり認定すべきであるというものでございます。討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより認定第1号について採決を行います。お諮りします。

認定第1号については委員長の報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、認定第1号については認定することと決めます。

続いて、認定第2号、平成16年度海田町水道事業会計決算の認定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり認定すべきであるというものです。討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより認定第2号について採決いたします。お諮りします。

認定第2号については委員長の報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、認定第2号については認定することと決めます。

暫時休憩をいたします。再開は10時05分。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前 9時51分 休憩

午前10時05分 再開

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（原田）休憩前に引続き本会議を再開いたします。

日程第 8、一般質問を行います。質問の通告がありますので、受け付け順に順次発言を許します。12番、崎本議員。

○ 1 2 番（崎本）12番、崎本でございます。3点ほどお願いいたします。

第1点目、バリアフリー化について。交通バリアフリー法が施行されているが、海田町はどのように取り組んでいるか。いつも同じような質問が出るが、具体的にどのようにする考えか。

1番目、連続立体交差事業に伴うエレベーター等を先行して行っではどうか。幾らでも方法があると思うが、どのように思うか、問うものでございます。

2番目、段差問題を10年も20年もそのままでは、事故でも起きたらどうするか。西日本旅客鉄道に問うなり、厳しく追及したらどうか、問うものでございます。

大きな2番目、道路改良について。道路の新設・改良等を行う場合、事前に地元の意見なり要望なりを十分に聞き、計画をしたらどうか、問うものでございます。

大きな3番目、町所有の施設の修理・新設について。学校の建物の修理、建設等はどうにしているか、問うものでございます。

2番目、道路の修理、川の橋などの修理はどのようになっているか、問うものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）崎本議員ご質問の1点目、2点目、3点目の2番につきましては私から、3点目の1番につきましては教育委員会から答弁をいたします。

まず、バリアフリー化についての質問でございますが、1点目の海田市駅へのエレベーターの先行設置につきましては、行政報告で申し上げましたように、J R 西日本広島支社長もこの件については前向きに検討していきたいとのことでございました。現在、エレベーターの位置、概算事業費、事業上の問題点、駅周辺のバリアフリー化などについて計画を策定しております。計画案がまとまり次第、J R 西日本と本格的な協議を行ってまいりたいと考えております。

2点目のホームの段差の解消につきましては、解消に向けて今後もJ R 西日本に働きかけていきたいと思っております。

次に、道路改良についての質問でございますが、道路の新設・改良を実施する場合は、事前に現地の地形、建築物の現況調査を行い、幾つかのルート案を計画し、経済性、施工性をもとに比較検討を行うとともに、地元説明会の開催により住民の皆様の意見をお

伺いし、最終的な道路計画を決定の上、工事を実施しております。また、比較的小規模な道路改良工事につきましては、地元からの要望に基づき実施する事業が多いため、個別に意見、要望を聞いた上で実施しているところでございます。

続きまして、町有施設の修繕・新設のご質問でございますが、道路・橋梁等の修繕につきましては、職員による巡回パトロールや住民の方から通報に基づき、施設の異常箇所の早期発見に努めております。発見された箇所につきましては、破損状況や危険の度合により、速やかに対応しております。なお、橋梁については応急的な処置で対応できる簡易な修繕以外は根本的な改修等を実施していくこととしております。

それでは、3点目の1番につきましては教育委員会から答弁しますので、よろしくお願い致します。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）学校施設の修理、建替え等でございますが、学校では定期的に施設の点検を行っております。この点検結果を踏まえ、修理等を要する施設があれば、大きなものについて、原則、町と協議しながら当初予算で措置することとしております。校舎や体育館の大規模な改修であるとか建替えにつきましては、現在策定しております施設整備計画に基づいて順次進めてまいりたいと考えております。大規模改修とか建替えについては多額の事業費が必要となりますので、財源確保も当然しなければなりません。今後、財政状況を踏まえながら順次進めてまいる予定でございます。

○議長（原田）崎本議員。

○12番（崎本）私は今のような答弁がずっと今まで来ておるのが手ぬるいと思って質問いたしましたが、私も福祉厚生委員で中国運輸鉄道局やJ R 西日本支社に行っているといろいろ意見を聞きました。その結果、何か考えたら、やる方法があると。今までそういう答えは全然返ってこなかったでしょう。連立高架事業に伴って二重の補助金が出せない、できない、そういう答弁ばかりでした。行ったら、そういう答弁じゃないんですよ。そうでしょう。エレベーターの償却期限は15年ですよ。それを考えたら、前の町長のとときからずっとJ R 高架事業でエレベーター等の問題はあったから、そういうところからずっとやってこなかったら、5年おくれたら今度は償却が5年おくれるんですよ。そうでしょうが。だから、私はJ R 西日本へ行って、27年、もうあと10年で高架事業ができるわけがないでしょう。その間、町民に、利用者に我慢せいと、なぜそういうむごいことを言うのかとしつこく言いました。いろいろな方法があるから、その中で、私がさっき

言った、先行投資して最後に清算すればええじゃないかと。例えば先行投資で、海田町の住民が海田駅のあれで困っておるから、連続立体交差事業の中の3億なら3億投資して、最後にそれを調整して、いろいろなやり方がある、そういうやり方もありますというような、いろいろなあれがあるんですよ。なぜそれを前向きに積極的に今までやられなかったか。そうでしょう。皆さん利用されたらわかるんじやが、段差問題でもそうです。30センチから35センチぐらい。35センチってこれだけありますよ。それを年寄りや何じゃかんじやがよっこらしよと言うても、それはひどいものですよ。なぜそれを前向きに……。もしか事故でも起きたら、今日の海田町じゃないですが、100%、それじゃJRが補償してくれるかと。やっぱり厳しくそういうところは追及していかないと、利用者があれだけ多いんじやから。1日1万5,000人ですか、何ぼかおるんだから。やっぱりそのくらいの誠意と。行ったら、高架事業でできんじやないと。中国運輸局の鉄道部もいろいろな方法がそれはあるかもわからんと。海田町さんもいろいろなあれで頑張rinaさいと言われますよ。払わんじやない。その方法がいろいろあるから、いろいろ検討してみいと。なぜそういう前向きな答弁がもう何年も前から出てこんのですか。そこらをもうちょっと真剣に利用者のことを考えて。

第2番目に、道路新設・改良等の問題ですが、言われることはもっともなことを言われます。現実と、言われることが違うんじゃないですか。私が先ほども言った、執行残が多いどうのこうのは、調査して地元の地権者の人に、それじゃ協力しましょうと言うて何ぼ詰めたって、最後には、うちは出しませんと言われるケースが多いじゃないですか。十分説明がなっておらんのでしょうか。私は地権者の人の意見を聞いてここへ出て今言うていますよ。よその畑の真ん中へくいを打って知らん顔をしておるような海田町じゃないんですか。こうこうこうじやが、ここへ道路を計画するあれがあるんじやから、ひとつ測量だけでもさせてくれとか、みんなでそういう説明をやっておられますか。うちは絶対出さんと言われたところでも、強制的に計画を入れてだんだん執行したら、最後はどうなりますか。その先に地元の住民の方に、地権者の者に、協力してくれ、あんたが協力してくれんかったらこれは前へ進まんじやからと、なぜそこを説明せんのですか。ええわ、ええわと言われたところから順次やったら、最後はどうなりますか。それは計画じゃないんですよ。最後はしり切れトンボでそれは投げておくんですか。そういうもんじゃないでしょう。海田の将来をどうすりゃええか、よく地権者と相談して、地権者が納得して、出してもいいですよというようなのをきっちりしておらんかったら、

今までみたいなのはいっぱいありますよ。予算を執行して、現に工事は執行されていないところがいっぱいあるでしょう。何が原因かわかるでしょうが。私はそこを言うんですよ。なぜ地権者の者にもっと説明して協力を得ないか。もうちょっと真剣に考えなさいや。自分らの土地じゃないんじゃから。地権者も自分の土地じゃない、国の土地なんじゃが、税金を払って自分が借りておるんじゃから、そこらを十分考慮して、真剣な答弁をお願いします。

それから、3番目の学校の建物の修理・建替え等ですが、私は、計画を持ってやりなさいと。建てられて何年したら、体育館の屋根でも塗装だけすれば何ぼで済む。何年間定期的に、悪かったからやるんじゃなしに、計画を持ってやりなさいや。皆、個人の家だったら、トタンがさびそうだというたら、5年なら5年で幾らかかるか、業者に頼んでやりますよ。うちらは30年たってもどうもなっていませんよ。同じことですよ。5年なら5年で、どのぐらいになったらなんと計画を立てて、まだ外見はよくても、なぜせんのですか。このたびの補正予算でも950万からの予算を立てておられますが、あれを塗装だけじゃったら150万円で済みますよ。私はちゃんと業者から見積もりをとったんじゃから。そこらの計画性がないから、こういうことになるでしょうが。私が言うのは、17年度の予算のときに、現地調査のときに回ったら、皆さんからいろいろな意見が出ました。よく聞きなさいよ、そのときの答弁で、海田西小学校、東小学校の方が雨漏りがひどくて、あっちを先にせにやいけんと。だから、こっちはまだしないというような答弁でしたよ。だから、その場逃れのことはだめじゃと言うているでしょうが。あと、予算のときにも、委員長が今あそこの中岡さんでした。その中でいろいろ指摘されて、屋根とかいろいろあるんじゃから、これは早急にせんかったら問題になるよと。町長の答弁でここにありますが、何件か見直しを検討する箇所がございました。新年度の施設施工に当たり、できる限り尊重してまいりたいと思います」と。それじゃ、東も雨漏りがするんですよ。なぜしないのですか。12月の補正予算で出すようなことじゃだめでしょうが。なぜ夏休みにでも執行されないのですか。950万の予算がとれないことはないでしょうが。片方じゃ950万ぐらい流れておるんでしょう。何があればですか。そういう緊急の場合は補正予算でもちゃんとやればいいんですよ。計画性が全然ないからでしょう。例えば塗装は7年とかもたんなら、それじゃ、5年で塗りかえしよったら、そうしたら10何年もつでしょうが。やってみなさい。900万使うんだったら何年もちますか。計画性がないから、むだ遣いでしょうが。屋根が、雨が降って漏るようなら、民

間じゃったら維持修繕をどのようにするか。そこまでほうっておきますか。真剣にもうちょっと考えて、物の耐久はどのぐらいあるか、学校の施設の、私が言う体育館やら公民館やら、みんな一緒ですよ。なぜ早目に早目にやらんですか。早くなりゃ済むでしょう。がんと一緒よ。早期発見して早期治療すれば治るんよ。よくても、年数がたったらある程度の補修をするとか、そういう考えはないんですか。そこらを私は質問しておるんです。しっかりした答弁をお願いします。

3番目に、もう一つの道路修理、川の橋など。私が言うのは、川にいっぱい橋がかかっています。何年かけられて、どの程度傷んで、いつごろかけかえにやいけん計画で、その場合はどうしたらいいかという計画を練ってみなさいや。私はそこを言うんです。ぼろぼろになっても、まだ世話はないと。落ちるまで世話はないと言うておったらだめでしょうが。言うたら、箇所はわかると思います。その計画をお願いします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）JRとのバリアフリーの問題と色々な問題を昨年も私は何回かJRへ行っている話をしました。そして、国会の代議士の先生にも要望を頼みに行った経緯も何回かあります。そうした中でも、JRの方の機構と申しますか、内部の事情で、西日本の支社長との面会がかなっていなかった。これは事実なんです。それを今回、先ほど行政報告で申し上げましたように、西日本の支社長とこの間お会いしまして、初めて核心につけた話を、実情を、今先ほど議員がおっしゃったことを十二分に話した、そういう機会を得ました。そして、とにかく前向きにやるということで了解を得ましたので、今後は真剣に、今までも真剣にしておるわけですが、トップの了解を得たということで、そういうことから、バリアフリーの問題、快速電車の問題、そしてエレベーターの問題も、今言われましたように、15年も10年も待てないということをはっきり明言しましてこれをお願いしますので、近いうちにまた改めてどんどんこちらから、攻めてと言うたら言い方が悪いんですが、面会を求めてやっていきたい、こういうように思っています。よろしくお願いします。

それから、道路の問題、崎本議員がおっしゃるとおりですが、とにかく、私は町長にならせてもらって2年余りになりますが、皆さんの了解の判がないと、連判状がなかったら工事ができないというふうな考え方を持っていますから、そういう面におきまして、確かに計画がいろいろあります。過去にもいろんなことで途中でとまったことも町内にたくさんございますが、それらをあわせてやっぱり見直しといいますか、地元の方にし

っかりいろいろ理解をいただいてこの道路問題を解決したい、こういうように思っております。

それと、次の橋の問題ですが、この前聞かしまして、私も総合公園へ上がる時に見ましたが、確かに言われるように、セメントの風化と申しますか、ぼろぼろになってきましたので、これを何とかしないと、事故があったら遅いということで、改めてこの18年度にも、どういう形でやったらいいかということを検討の課題に上げておりますので、よろしくお願いします。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）おっしゃるとおり、建物は計画的に修繕を加えながらやるのが一番ベストでございます。計画を立てる場合も、我々の事務当局としても、1回は大規模改修をやって、その次は建替えということを基本に置いて計画は立てておるわけですが、地域によっていろいろ傷みもありまして、10年たったら必ず塗装の塗りかえとかをしなければならぬかということ、現実を見て、もう一、二年、5年ぐらいはもつんじゃないかということを勘案しながら計画を順次先延べしたりしてやることはございます。要するに、大規模とか建替えというのは非常に大きな予算を伴いますので、町当局と協議する中で補助金の申請、それから、補助金を使った後の起債の申請とかを並行してやりながら計画を進めていくわけです。当然経費の効率的な使い方ということで、継ぎはぎだらけの修繕をするより、ある程度我慢して一括でやった方が効率的にいいんじゃないかということをいろいろと考えながら進めているわけです。おっしゃるとおり、雨漏りがちょっとしたから、そこだけすぐ修繕するということはやっていません。ある程度は我慢して、そのときにもうちょっと幅広いところで修繕するとか、全部を修繕するとかというところでやっているのです、多少の漏れとか、常に100%で施設を維持管理しているところじゃないところがあるわけです。今後ともそういうことがないようにしなければいけませんし、財政も非常に厳しくなっておりますので、すぐでも全部大規模改修をかけたいというのはありますけれども、そうもいきません。そこらを勘案しながら計画の順次繰り延べをしながらやっているのが現状でございます。

○議長（原田）崎本議員。

○12番（崎本）教育長、それはあんたの考え方が間違いですよ。箇所箇所にだれがせいと言うたんですか。雨漏りがせんでも、雨漏りがする前に全般的に塗装したら、わしは1カ所が150万じゃと言うたんじゃないですよ。ええところも悪いところも皆塗装をし

直して、きちっとやって150万ですよ。1年、2年我慢して、使えんようになってからやったら950万かかるんでしょう。それも安い方法で、上からトタンをかぶせてやる方法が950万でしょうが。じゃなしに、もう一、二年したら悪くなる前に塗装したら150万で済むでしょうが。だれが継ぎはぎだらけにせいと言うたんですか。あんたの勉強不足ですよ。あんたの言い方がおかしいよ。例えば南海田小学校の体育館でも建てて何年だと。もう5年前に、そろそろ補修せにゃいけんと。業者にどの程度かと。その方がよっぽどいいでしょうが。もう四、五年しかもたん。今塗装したらまだもちますよと言われてたら、150万かけて塗装した方がよっぽどいいでしょうが。だから、各小学校を建てた年度を見て、そろそろじゃないかと。業者に委託して診断してからやったら、それじゃ、150万かけてまだ10年もったら、その方が得じゃないんですか。私はそういう計画性ある修理・修繕などを計画しなさいと。だれも補助金がどうのこうのと言うていないでしょうが。前もってそういう計画は出せませんか。計画をしなさいと私は言うておるんでしょうが。なぜそれが実行できんのですか。いいですか、課長。私は体育祭のときに言うたでしょうが。来賓で前に座った真向かいに見える、もっと早くなぜ塗装し直さないのか。雨漏りがするまでほうっておいたら……。見積もってみなさいや。150万で済むのをなぜ950万かかるまでほうっておくんですか。早期修繕しておったら安くて済む、効率のええ仕事になるでしょうが。財産運営になるじゃないですか。そこを言いよるんですよ。何も傷むのを待って、もう3年すりゃ傷むから、傷んだら直しゃよいと。そういうやり方は間違いですよ。間違いじゃと言うて指摘するのを、それが正しいと言われるのなら、それはそれでええんじゃが、そこは正しいと思われるのかどうか、そこをお願いします。

それから、今、町長の、第1番目に入りますが、J Rとされて今から前向きにされると言われますが、現実的にせにゃいけんのですよ。だから、役場の皆さんが知恵を出して、金がないなら知恵を出して、早期にするのにはどういう方法があるか、皆さんの知恵を出してやりなさいや。J Rの支社長が言われたからするんじゃなしに、海田町は海田町独自の考え方を持ってやったらどうですか。それが当たり前の考えじゃないですか、行政の。あれが言われたからする、これが言われたからするじゃなしに、行政は自分らの最善の考えを持ってやるのが行政じゃないですか。あれが言うたからする、これが言うたからするというんじゃなしに、海田町の住民が暮らしやすくするのにはどうやったら一番ええかというのは常にあなた方が考えにゃいけんのですよ。あなた方も議員も一

緒ですが。そうしたら、支社長が前向きに考えると言うたときにはもう次の提案が出ておらないとだめなんです。今から模索してその考え方をするんじゃないしに、いろんな知恵を出して、いろんな人の意見を聞いて、一番早い方法を模索せにゃいけないのでしょうか。前向きに頑張るじゃないでしょうか。そこらはどういう考えですか。

それから、道路の問題ですが、やるやると言われますが、私の質問に一つも答えていないんですよ。地元の地権者との協議が一番大事だから、なぜ地権者に話し合いをされるのですか。そう言われるのは当然のことであって、当然じゃが、今までごたごたするのは、納得がいくまでなぜ地権者と話をして……。地権者がだめじゃと言うたら、だめでしょう。何ぼ格好のええ図面をかいても。どうしたら住民が喜んで、住民が協力してくれて、どういうふうにしたらええかと、そういう知恵を出して地権者と話し合いをしてやってみなさい。これはスムーズにいきますから。その考えはどうですか、部長。あなたは先頭に立ってやらないとだめでしょうが。そこらの答弁を皆お願いします。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）今後とも計画的で効率的な運用を図りたいと思います。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）ＪＲの件は、とにかく海田町はやるんだという形で、今までトップまで伝わっていなかった、西日本のＪＲの支社長まで伝わっていなかったということが非常にネックになった一番大きな原因じゃないかと思います。そういうことも含めて、我々はもうエレベーターを設置するんだという考えで、あわせていろんな、快速電車を含めて、バリアフリーも含めてもう検討に入っていますから、準備を進めておるつもりでございます。

それから、地権者の件でございますが、確かにおっしゃるように、地元のいろんな関係がございますので、我々もいつでも出向いてもいきますから、またそういう協力とかご意見をいただければしっかりやっていきたい、こういうように考えております。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（児玉）道路改良の地元の協議につきましては、今、議員がご指摘のように、地元の地権者の方が第一でございますので、これには十分に留意しながらそういう方向で進めていきたいと思っております。

○議長（原田）崎本議員。

○１２番（崎本）今からはそういうふうにすると言われましたが、現段階でいろいろとや

っているんですよね。今の最初の答弁が返ってくるようでは私は納得できませんのです。実際を言うて、今年度予算をつけるときにでも、そういう条件というか、そういうことを早くしなさいと。議員からの要望もあるからと。なぜそういう調査をして、夏休みにやるとか、東海田小学校も見て、これは早急にせにゃいけんとか。なぜそういう計画を立てられますか。東海田小学校でももう雨が漏っています。大規模な計画になるまでほうっておくというような考えはもってのほかです。課長、私は言うておるでしょうが。早くやらにゃだめですよ。南小学校なんかでも行ってみなさいよ。今やったらどうか、穴があくまで待つておくのか、これはきちっとした計画を言うてください。

それから、今、町長は何回も言われますが、支社長が会う会わんは向こうの勝手に、自分が一生懸命努力せにゃいけんのですよ。会うてくれるまで待つているというのはもってのほかです。今の答弁みたいなのは撤回してください。自分が、どうしたら会うてくれるか、前向きでたったたたと行かないとだめですよ。そうじゃないんですか。私は福祉厚生委員で行ったら、いろいろな意見を聞かせてくれましたよ、今の中国運輸局鉄道部へ行っても。いろいろ言うちゃいけません、いろいろなこういう方法もあるかもわからんから頑張らなさいと。同行された方はわかる。やっぱりこっちが困っておると言うたら、親身に受け取ってくれますよ。だから、人が会うてくれるまで待つのはもってのほかです。児玉部長、道路問題ですが、私は言いますが、あなたが考えて今言われたとおりにやりなさいや。そうじゃないでしょうが。予算があるんじやから、勝手に測量したり、そうじゃなしに、ちゃんと計画を立て、了承を得てから測量すればええでしょうが。私はそこを、他人の土地じゃから勝手にそれは判こもらえんどうのこうのと言われますが、今まで過去を見てみなさいや。昔みたいに建設課が測量するわけじゃない、皆、委託でしょうが。測量をかけてボーリング調査をして何千万と錢をかけて、それでだめじゃと。そういうむだな税金の使い方をやめて、もっと地元の了解をきちっと得て、それから測量してボーリング調査して、そういうふうなやり方がほんまのやり方じゃないかということを私は言うておるんです。皆お願いします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）ＪＲ西日本の件でございますが、私は何回か支社長に会わせてくれということで、途中でとまっておることがたくさんあったということを指摘して話しておるんですが、そういうことで一応トップとの交渉もできたということを今はっきり言わせていただいて、我々としたら本当にそれは１週間に１遍行ってでも、とにかくせいてこの

問題を解決したい、こういうように考えております。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（児玉）崎本議員のご指摘のとおり、道路改良につきましては地元住民と真摯に協議しながら進めていきたいと思っております。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）計画的で効率的な運用に努めます。

○議長（原田）次に参ります。14番、住吉議員。

○14番（住吉）14番、住吉でございます。本日は2点質問をいたします。

第1点目は、尾崎川の排水能力のアップを早急にということを上げておりますが、これは本日も報告があり、採決が終わったところですが、平成16年度の決算審査特別委員会の中でも取り上げました。本会議で取り上げて、さらに強くこれを要求し、強く実行に移してほしいということであります。この問題は、何遍も取り上げておりますけれども、今の雨水中央幹線ですか、この整備が進んでまいりました。上流地域、すなわち大立地域周辺の浸水防止のために整備を優先されたのはいいですが、さきの質問者にありましたように、計画性が乏しい。下流地域が犠牲を強いられるおそれが生じております。この問題は、繰り返すようですが、何回も私が取り上げて、下流の尾崎川の排水能力のアップを優先すべきということを主張しておりますけれども、ここ10年来特に大きな問題は起きなかったと。ところが、この雨水幹線の整備が進んでいくにつれて、上流地域に降った雨が同時にどっと流れてきまして、具体的に言いますと、尾崎川に直角に出てくるので、それより上流といいますか、高校から今の幹線が出てくるところまではその水制によって尾崎川の水をせきとめられて、それより上流地域が浸水するというふうな状況でございます。そういうことで、先般の14号台風のときにはこれがはんらんして、消防団が出動して民家への浸水を防ぎ得ましたが、今後、これ以上の降雨があれば、大きな被害をもたらすことが予測されます。一刻も早い尾崎川の排水能力のアップが必要です。何遍も繰り返すようですが、特に尾崎川の浄化と排水能力のアップは長年の念願であります。海田高校あたりは悪臭に悩んでおり、あそこは県立であるためか知らんのですが、高校周辺は2年から3年に1回、ヘドロを浚渫しておるんですね。そういうことで、高校やPTA等との連携・協力を図って、これは知事の管理河川ですから、町の金を使う必要はないんですが、知事に強力に要請し、早期に解決を図るべきと考えますが、この取り組みについてどのようにお考えか、お尋ねいたします。

2 番目は、あいさつ運動はのぼりを立てておればいいのかという問題ですが、これについてももう少し真剣に取り組んでほしいと。計画性に乏しいということから取り上げております。私たちは昨年度より、海田町地域教育推進モデル事業に应运、南堀川地域教育推進隊というのを結成して、児童・生徒の登下校時の交通安全指導と、先般ありましたような誘拐防止等の監視、そしてあいさつ運動の実践指導等をあわせて行っております。おかげで、家庭及び学校のしつけ教育の状態がよく把握できております。だめだということです。その中で特にあいさつ運動については、言うはやすく、行うはがたしで、2 年間にわたって指導しておりますが、まだ成果は上がっておりません。現実にはそうなんです。この点で、私は特に今の海田西小学校校門前の尾崎橋というところに立っておるんですが、今朝もやってきましたが、月見町県営住宅の方から 4 グループ、栄町の方から 4 グループ、南堀川から 1 グループ、そして自衛隊の官舎の方から 1 グループ来ます。今はお母さん連中がついて登校しております。そんな中であいさつ運動をやりまして、中学生は理解力があるので、早くできるようになりまして、毎朝「おはようございます」と向こうから声をかけてくるようになりました。小学生はこちらから毎朝「おはよう」「おはようございます」あるいは「今日は元気か。いいな」というふうなことを言ってやらんとなかなかできません。地域によっては全然できない地域があるんです。今朝はついてきたお母さんだけがあいさつしないので、お母さんがあいさつしないようなことじゃだめじゃないかとしっかりハッパをかけましたら、「済みません」と言うて謝っておりますが。「だから子どものしつけができないんですよ」と言ったら、大分赤面をいたしてございましたが、そんなことなんです。そんな中で、海田町青少年育成町民会議が何十本というようなのぼりを町内に立ててあいさつ運動を展開していましたが、のぼりを立てただけで本当に成果があるのかということに強く疑問を感じております。2 年間の実践の結果から、これは明らかに税金のむだ遣いだというふうに思うんです。

その点から、果たして、のぼりをようけ立てておったけれども、その成果があったのか、どういう成果があったのかということを 1 つ。

それから、のぼりは何十本おつくりになったのか。

その単価、合計経費は幾らお使いになったのか。のぼりが高いのは知っておるんです。私らも買ってやっておるからね。結構高いと思うんです。ああいうふうに注記を入れたのは相当金をかけておられる。

それから、今の町民会議のメンバーはどういう方がおられるのか。これは私もメンバーに入ったことがあるんです。PTA連合会長をやったときに充て職で入りましたけれども、入ってから、本当にこの会議は何をしておるのかなという疑問を感じたぐらいです。そういうことで、どういうメンバーでこれは構成されておるのか。

それから、今どのような活動をされておって、その成果はどうかということについてお尋ねいたします。ほかの委員会も同じで、なかなか成果が上がらんです。今、行政改革とか財政改革を進めておりますけれども、こんなむだなことをするんだったら、やめた方がいいんじゃないかというふうに考えますので、ご答弁をお願いいたします。終わります。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）住吉議員ご質問の1点目につきましては私から、2点目につきましては教育委員会から答弁をさせていただきます。

尾崎川の排水能力のアップについての質問でございますが、尾崎川のポンプ増設についてはこれまでも広島県に対してお願いをしてきたところでございますが、本年9月の台風14号により尾崎川が増水し、町道10号線の冠水や、一部住宅が浸水する等の被害が発生したことを重く受けとめ、ポンプ増設の早急な実施について10月24日に広島県広島地域事務所建設局長へ、また同月31日には広島県土木建築部長、河川砂防室長、河川企画整備室長に対し、要望書を提出し、お願いしてまいりました。さらに11月4日には広島県議会建設委員会に対し、議長とともに要望書を提出いたしました。広島県からは、ポンプ増設を早急に実施することは財政的に困難なため、尾崎川護岸のかさ上げによる越水防止等の緊急的な治水対策と財政状況に見合ったポンプの段階的な整備の2本立てで検討していきたいとの回答をいただいております。また、尾崎川の浄化対策につきましては、来年度から瀬野川の水を尾崎川へ流入させる尾崎川導水計画を広島県が実施する予定でございます。

それでは、2点目につきましては教育委員会から答弁をしますので、よろしく申し上げます。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）あいさつ運動についてお答えします。あいさつ運動の推進につきましては、ご指摘のとおり、息の長い継続した活動が必要であるものと認識しております。海田町青少年育成町民会議は、平成14年度からあいさつ運動を展開し、その啓発活動の1

つとしてのぼり旗がつくられております。のぼり旗は自治会やPTA、公共施設などに配付されまして、町内の掲示とともに、自治活動におけるあいさつ運動や学校の校門での朝のあいさつ運動などに活用されているところがございます。のぼり旗はあくまでも啓発用品ですので、これを立てればあいさつ運動の成果が直ちに上がったというものではありません。啓発用品を活用して運動するに当たっては、少しは有効なものではなかったのかと考えております。

のぼり旗の購入につきましては、平成14年度と16年度に購入しております。旗の本数は合計で160本、単価が1,682円で、合計金額は26万9,120円でございます。

町民会議のメンバーにつきましては、各自治会民生委員・児童委員協議会等、各種団体で構成されております。

町民会議の活動につきましては、平成17年度の事業計画を見ますと、講演会であるとかあいさつ運動の継続推進、子どもの居場所づくりの支援、有害図書の販売規制などに取り組んでおります。特に今年度は、青少年に有害な雑誌・図書を販売している店舗に販売方法の改善を、会議の方々が要望書を持参し、直接手渡しされて要望しているところでございます。

○議長（原田）住吉議員。

○14番（住吉）町長の答弁をいただきましたけれども、努力はしておられるんですが、町も金がない以上に県も金がないから、尾崎川のかさ上げぐらいは検討しようかということらしいんですが、かさ上げぐらいでは大きな雨の場合はどうもならん。かさ上げをするといっても、あそこへ大きな、道路に水が上がりらんような形というのは大変じゃろうと思うんです。1ついい案があるように思うんですが、防衛施設庁の基地周辺整備法を利用する手はないかなと思うんです。前回といっても、私が議会に出たところですからね、今のポンプ所がポンプ能力をアップしたのは。あのときは周辺整備費で13億余りの補助をもらっておるんです。それではできんと思うんですが、今回ののは、今のポンプは毎秒9トンぐらいですが、県が計画しておるのは、この前の特別委員会では毎秒28トン、3倍以上の能力のポンプをつけたいんだという計画だけはしておるようです。そうすると、相当な金額を要するんですが、それにしても、1年や2年かかってもいいから、何かそんな手で、いい補助をとる手はないのか、そこらの検討をお願いしたいと思います。県に頼っておっても、県も金がないでしょうから。だけれども、県をしっかりと動かしていただかなければいけないということです。それから、高校PTAということを上げま

したけれども、これは結構力を発揮するんです。町長さんは今の地域事務所とか河川事務所とかへ行かれたようですが、その系統でなしに教育委員会の系統を通してあわせて県を動かすということが大切じゃろうと思うんです。それと、防衛庁も動かすというような、あらゆる手を講じてとにかく早くやっていただかないと、何遍も言うんですが、上流を先にやらずに、下流のそういう措置をしておいてやるのが筋だと思うんです。上流をざっとやって下流をほうっておいてやるものだから、金がないとか、県にも行かないで無計画なんです。さっきから、計画性がないことを何遍もおしかりを受けておるんですが、本当に無計画な計画で今の雨水幹線の整備をされたと思うんです。下流の者は本当に大被害をこうむるおそれがあるんです。下流を犠牲にするのかということを言っていますから、本当にこれは大変なことなんです。そういうことで、もう1回検討していただいて、その点のご答弁をお願いします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）尾崎川の浚渫の問題ですが、確かに何十年來の懸案事項でございまして、さっき住吉議員がおっしゃったように、基地交付金なんかの関係も、この前も自衛隊に行ったときに幹部の方にお話をしたら、相談には乗るよというようなこともいただきましたが、あわせて防衛庁の施設庁の方も含めて、前の駐屯地司令に桜井さんというのがおられたんですが、何ならうちの隊員であそこの泥を取ろうかというようないい話もしていただいたんですが、なかなかそこまでできる問題じゃないということも皆さんにわかっていただいたんですが、ポンプの問題も、今おっしゃいますように、30トンのポンプを増設するというたら30億かかるんだそうです。それよりも、今の増設で、例えば9トン进行倍ぐらいにして、そしてまた尾崎川海田高校のところに今のポンプの倍ぐらいのポンプをつけてもらいたい。両方から取らんと、1カ所だけでは、とてもじゃないが、このたびのような災害にかかったら解決できないということを含めて、県の方へも写真なんかをいっぱい持って行って、こういう状態が起きたということをおわせてお願いしていますので、今ご指摘いただきました防衛施設庁の問題とか県とか教育委員会を含めて、地域の問題の解決に向けて検討して頑張っていきたい。よろしくお願いします。

○議長（原田）住吉議員。

○14番（住吉）今の問題は強力にやはり県とか周辺の防衛施設庁とかというところをお願いをしなければ、動かんと思いますので、力強い行動、活動といいますか、お願いしておきます。

2 番目のあいさつ運動について。自治会をはじめ各種団体が取り組んでおられるというのですが、実際にあそこらに立ってあいさつをしておるかというたら、大人があいさつしませんからね。2 年もやっておると、工場に勤務される方々が「おはようございます」と言ってくれるようになっております、男の方も女の方も。しない人は全然しない。むしろまちの中の子どもからしつけることが大切じゃろうと思って子どもにはやっておるんですが、子どもよりも大人に対して、あるいは学校、地域、家庭に対してどういう取り組みをしていくかということが大切じゃろうと思うんです。子どもは、毎朝立っておれば、気安くなるから、あいさつしてくれるようになるんですが、家庭の方があいさつしなさいよというふうなしつけができていないんです。今朝もお母さんを怒るようなことです。そこらのことをどういうふうに取り組むか、これは教育委員会の大きな課題だろうと思うんです。こんなことは取り組んでおらんのですね。恐らく取り組んでおらん。何年か前には、鶏のマークのついたあいさつ運動というのを玄関に張るように配ったことがあるんです。そのときも私は、そんなものを配っただけでできるのかということと言ったことがあります。もう一つは、平成14年ののぼりのときにも、のぼりを立ててできるのかなということと話したことがあるんです。のぼりを立てたりシールを張ったぐらいであいさつ運動ができるようなら問題はないんです。だから、これを続けていくなら、もっと具体的な計画をおつくりになってやる必要があると思う。それでなかったら、やめてしまえと言いたいぐらいです。そこをひとつどのように考えていくか、ご答弁をお願いいたします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）このあいさつ運動の問題は、教育委員会だけじゃなしに全町を挙げてあいさつをするというのが私の願いでもあるし、皆さんがとにかく町内で会ったらお互いにあいさつしましょうと。「あいさつは人より先に自分から」という信念を私も持っていますので、役場へ来る間でも、何十人の方に出会ったらあいさつをする習慣をつけておりますので、そこらを含めて、教育委員会に限らず全町を挙げてそういうあいさつ運動を展開していきたい、こういうふうに思っております。よろしくお願いします。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）このあいさつ運動というのはセクトが単独でやるような事業じゃございません。横断的にいろんなものが、いろんなところが、いろんな団体がやって、そのトータルとして出てくる。成果はそういうことだろうと思うんです。特に地域とか家庭

とかというのは、このあいさつ運動だけに限らず、家庭教育というのは非常に難しい、効果が上がりにくいというようなことがこれまでもございまして、腰の引けたところは確かにあったと思います。それから、この間の矢野の事件を契機に、子どもたちにだれでも声をかけというのが言いにくいような雰囲気が出てくるような気もいたしますし、そうかといって、あいさつ運動をするなということじゃございませんので、いろんなことを総合的に考えて、町民会議もいろんな団体の連合体、協議体ですので、町民会議がするというのではなく、町民会議のメンバーになっている団体がそれぞれ青少年育成に必要なことを進めていくという趣旨の団体ですので、町民会議の会長さんとも一緒になって教育委員会としても進めてまいりたいと考えております。

○議長（原田）住吉議員。

○14番（住吉）ちょっと後退したような答弁じゃったね、教育長。町長が言うように、本当に教育委員会だけでできる問題ではないですが、だけれども、教育委員会も教育長もやっぱり前向きに取り組んで積極的にやってほしい。それが1歩後退したような今の答弁です。町全体でやることだというようなことじゃなしに、教育委員会は先頭に立ってやりますというふうな答弁が欲しかったと思うんです。

それから、のぼりは、極端なことを言いますけれども、全然効果がないというわけではありません。のぼりを見てみなさいというようなことが言えるんだから。だけれども、のぼりだけではだめだ、シールを張っただけではだめだということで、具体的に計画をつくって教育委員会も先頭に立ってやってほしい。町長も先頭に立ってやってほしいということです。それから、各種団体が取り組んでおられるから、自治会とかいろんな団体が一緒になって今の運動をやっておられるんだろうと思うんですが、そこらがもう少し活動してもらわにゃいかんです。それを動かすのはやっぱり町長とか教育長に動かしてもらわにゃいかん。各種団体に対するそこらの具体的な指示がないんだろうと思うんです。今は交通安全運動なんかにつきましても毎朝やっておるけれども、町の安全協会ですか、そこらについても不十分だと思うんです。我々は立ってボランティアで2年間やっておっても、「あんたら、早う帰ってこい」と言うて声をかけたら、子どもたちは「おっちゃん、あんたらは遅うまでやったら、ようけ銭をもらえるんじゃろう」と言うような。家庭がそういう考え方じゃろうと思うんです。10数名のご婦人をお願いしてやっておるんですが、本当に嘆いておられるんですよ。皆さんどういう考え方でおられるんじゃろうかと。寒いのにね。今は朝は物すごい寒いです。ボランティアで頑張ってお

るけれども、子どもたちがそういう考え方。学校にはよく言うんです。PTAにも言うております。やっぱりそれをちゃんとやってもらわんと、ボランティアで一生懸命やっておっても、そういう考え方でおってくれたのではボランティアがつぶれてしまうんです。中には、昨日もマンションのおばあさんが「孫たちがお世話になっております」と言うて毛糸のマフラーを編んで持ってこられました。本当にありがたいなと思ったんですけども、そこらを町を挙げ、教育委員会を挙げて、このあいさつ運動もあわせて、今はいろんなボランティアが活動しておるけれども、何のためにやってもらっておるんだというふうなことを子どもたちあるいは地域にも知らせてほしいと思うんです。私はちゃんとチラシをつくってPTAというか、学校の保護者の家庭には全部配っておるんです。今朝、見ておりますかと言うたら、見ておらんのですね。だから、お母さん方もそういうものを見ておらんから、通学路でどこが危ないんだよというふうなことは、立っておればわかるんですから。あいさつから外れるかもわからんけれども、まだ今はお母さんが迎えに来るからいいんですけれども、1人で帰る子がいっぱいおるんですよ。学校にグループで帰せと言うのに。あんなことをやっておると、事故が起きると思うんです。そこらをひっくるめて、あいさつ運動もひっくるめて、今の各種団体にしっかり徹底してほしいということをお願いします。そこらの取り組みについて町長はちゃんとやると言うたが、教育長はもう1回、後退した答弁じゃなしに、しっかり前向きにやりますという答弁をお願いしたい。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）すべてが手を取り合ってやるということに対しては全く私も同感でございますので、別に後ろ向きになっておるわけじゃございませんので、ご安心願いたいと思います。

○議長（原田）次に参ります。15番、佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。障害者対策について、お尋ねいたします。来年4月1日から障害者の福祉・医療サービスに1割の定率負担、いわゆる応益負担を導入する障害者自立支援法が10月31日、共産党、民主党、社民党は反対いたしました。自民党、公明党などの賛成多数で可決いたしました。障害者制度を知れば知るほど、この障害者自立支援がだんだん悪く、これが政治かと疑いたくなります。私は小泉内閣と、それを支えている公明党には怒りを覚えます。その問題の第1の理由は、この法案の特徴は、応益負担の導入は重い障害者ほど重い多額な負担が強いられることであります。障害者

にとってコミュニケーションや移動、地域での生活を保障するサービスを利益として負担を求めれば、サービスを多く必要とする重度障害者ほど重い負担を強いられることになります。負担上限や減免制度を設けて配慮したと言いますが、応益負担は障害者の自立と社会参加に逆行するものであります。2つ目は、精神通院、更生医療、あるいは育成医療という公費負担医療制度にも応益負担を導入し、重い負担を押しつけるからであります。この負担増は、障害者を医療機関から遠ざけ、必要な医療を受けることとを妨げ、健康状態の悪化を招き、ひいては命まで脅かすことになります。

質問の第1、まずこの法案のサービスの内容について町長はどのように受けとめておられるのか、お尋ねいたします。

2つ目には、特に障害者自立支援法で一番改悪されるのは、応益負担を精神通院医療に導入し、利用者の現行5%負担を10%に引き上げることです。これは、精神障害者にできる限り早期の治療機会を多くし、予防や効果を高めるとした見地から導入された制度の意義は現在でも強調されなければならないのに、逆にこの法案でその役割が薄められております。1割負担が通院への足を重くし、さらに精神医療に大きく影響することになります。現行を続けることを提案し、要求しますが、どのようにお考えですか、お尋ねいたします。

次に、駅にエレベーター設置と前自転車自治会についてであります。前回の議会で、海田市駅周辺のバリアフリー化とエレベーター設置を早期実現の方向で取り組む旨の答弁をいただきました。今日の報告の中にもありましたけれども。これまでの経過と今後の日程はどのようになっていますか。

また、前々から言っております前駅前自転車自治会の約5,000万円と言われる余剰金をバリアフリー化とエレベーター設置にこの財源を充てることについてもどのようになっているのか、お尋ねいたします。

次に、JR高架事業と役場庁舎の移転についてであります。JR高架事業の進捗はどのようになっていますか。1つには用地買収、2つ目には事業着手までの具体的な日程、3つ目には県と各関係市町の取り組み、4つ目にはその財源の内訳、5つ目には地元への具体的な説明はどのようになっていますか、お尋ねいたします。

JR高架事業の2つ目として、事業を進めるに当たって役場庁舎を移転しなければなりませんけれども、その進捗はどのようになっていますか。1つには補償内容の調査の結果、それから補償対象と補償額、3つ目には代替地と庁舎移転場所、4つ目には具

体的な工程と日程など、各々どのようになっておりますか、お尋ねいたします。

続いて、アスベストについてでございます。アスベストの可能性が国の検査基準で、10と私は思っておったんですが、先ほどの町長報告では11という表現がありました。11の施設の16カ所あると前回答弁されて、その後の結果と対策はどのようになっておりますか、お尋ねいたします。

最後に、行政改革についてお尋ねいたします。政府は、官から民へということで構造改革の名のもとに進め、さきの総選挙で自民・公明の構造改革推進勢力が圧勝するという結果が生じ、これまで以上に今度は自治体構造改革を押しつける動きが出ております。もちろんむだや不要不急については見直しをしなければなりません、何もかも一律に財政健全化のためにということでその対象にすると、町民の暮らしを守ることにはできません。私は、町民の暮らしを守りつつ財政問題の打開をする基本的な構えを明確にすべきだと考えます。その基本は、財政が幾ら厳しくとも、子どもやお年寄り、障害者など、弱者を守ることが大切ですが、どのようにお考えですか、お尋ねいたします。

質問の2、行財政改革に当たっては、町の財政事情だけから出発するのではなく、町民参加で町民の暮らしや要求から出発し、真に必要なサービスは何かを見きわめながら改革を進めることが大切と考えますが、どのようにお考えですか、お尋ねいたします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）それでは、佐中議員の質問に対して答弁をさせていただきます。まず、障害者対策についての質問でございますが、1点目の障害者自立支援法に基づくサービス内容につきましては、本法は、今まで身体、知的、精神の各障害に対してそれぞれ個別のルールに基づき行われていたサービスを、共通のルールのもとにサービスの提供を行うものでございます。これまでの障害者福祉サービスは、障害の種類や居住場所の別で分類されてきましたが、新たな制度では機能や目的別にサービスを行うことになっております。また、地域生活の支援や就労といった課題に対応するため、自立訓練や就労移行支援などの新しいサービスを取り入れ、サービスの利用が地域生活への移行に効果的に結びつくようにされております。基本的には、現在あるサービス内容は新しい体系の中で存続するもので、サービスの内容自体が低下することはないと考えております。

2点目の、自立支援医療における精神障害者通院医療費の支給制度の継続につきましては、在宅精神障害者の医療の確保を容易にするために、平成13年度から町独自で、医療に必要な費用の公費負担分を差引いた5%分について申請に基づき支給しております。

同様の制度を実施している自治体は、県下では当町のほか広島市のみであり、府中町は国民健康保険被保険者を対象として実施しておられます。自立支援医療では、現行の更生医療、育成医療、精神通院公費を統合したもので、応分の負担が原則となっております。所得に応じて負担の軽減が図られています。この制度導入により、身体、知的、精神障害者に係る公費負担医療制度について利用者負担の仕組みを共通化し、公平な負担を図ることになりました。町といたしましては、精神障害者の通院医療を支援するために、現行の５％分の支給制度は維持しつつ、現行の制度を下回らない範囲で努力してまいりたいと思います。

海田市駅へのエレベーター設置と海田市駅利用者自治会についての質問でございますが、まず、エレベーター設置に関する進捗状況につきましては、先ほど崎本議員にお答えしたとおり、現在、検討を進めているところであり、エレベーターの設置に向けて努力してまいります。

次に、海田市駅利用者自治会の余剰金についてでございますが、自治会の財産処分につきましては適正に処理されますように、機会あるごとにお話をさせていただいております。寄附の申し出があれば、バリアフリー化への活用も視野に入れたと考えております。

J R 高架事業と庁舎移転についての質問でございますが、まず、１点目の J R 高架事業の進捗状況につきましては、用地買収は平成17年度末に海田町分での面積比買収率は52.1％になる予定であります。事業着手の日程は、現在、用地買収の段階で、事業の進捗はおくれぎみであり、現時点での本体工事着手の時期については未定です。今後も、早期に本工事に着手できるよう広島県に働きかけることにしております。各関係機関の取り組みでございますが、関係機関の調整は連立推進協議会の幹事会で行っております。先日、今年２回目の幹事会を行いました。財源の内訳は、当初計画事業費と現在の計画事業費は変わっておりません。海田町域分の全体事業費は412億円、国費195億円、県費151億円、J R 17億円、町費49億円となっております。地元説明についてでございますが、都市計画の決定、事業認可、測量での立ち入りなど、重立った事項を行うときには地元説明会を開催いたします。また、用地買収につきましては個別に関係者をお願いしています。今後も、工事に着手するなどの重要な事項を行うときは説明会を開催していきたいと思っております。

次に、２点目の役場庁舎の移転につきましては、庁舎移転は本町にとって大変重要な

問題であるにもかかわらず、連続立体交差事業の用地買収がおくれぎみであり、移転時期が依然不透明であることから、広島県に対し、これまでに幾度も具体的な買収時期を示すよう要請しております。しかしながら、いまだ明確な回答を得られていない状況であり、本町といたしましてもその対応に大変苦慮しているところでございます。現在、新庁舎のあり方や移転先などを検討する上で必要な基礎資料とするための予備調査を行っているところであり、その予備調査の結果や住民の皆様の要望等を踏まえ、できるだけ早く本町の方針を明確にしたいと考えております。したがって、現段階では個別具体的な内容についてお答えできる状況ではございませんが、今後、方針を明確にしていくなかで、起業者である広島県と補償内容や補償費等について具体的な協議を行うことになるものと考えております。引続き、連続立体交差事業の進捗状況等を慎重に見きわめながら準備を進めてまいりたいと思っております。

続きまして、アスベストでございますが、先ほど行政報告で申し上げましたように、10月6日に検体調査のための契約を行い、10月13日に11施設16検体を採取し、現在これを分析しているところでございます。この結果を踏まえて今後の対応を考えてまいります。

次の行財政改革についての質問でございますが、まず、1点目の社会的弱者に対する問題につきましては、ご指摘のように、財政構造改革の名のもとに地方自治体にとって厳しい改革がされようとしております。本町の行政改革においては、限られた財源の中で改革の痛みを伴うものもありますが、弱者と言われる方々へはできるだけ配慮した改革を推進していきたいと考えております。

次の2点目の真の行政サービスにつきましては、これは今後の地方分権時代に対応した行政改革を推進する上で大きな課題でございます。本町といたしましては、ご指摘の趣旨を十分踏まえ、今後、行政サービスを実施してまいりたいと考えております。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）障害者の自立支援、町長の今の答弁で、サービスが低下するとは考えておりませんという答弁でしたが、それじゃ、現行の制度をそのまま守るということですか、お尋ねします。

○議長（原田）福祉保健部長。

○福祉保健部長（上條）現行の制度と言われるのがどのことを指して言われるかはわかりませんが、現行の制度プラスさらに新しい制度も取り入れながらサービスメニュー

一を充実させていくということになっております。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）障害者自立支援法は、この定率負担が何をもたらすかということですね。基本的に制度そのものが利用者に負担を強いる、そういう形態になってきておるわけです。私から見たら、最悪の負担方式だということに思うんです。例えば1割の負担をするということになれば、障害者が多くのサービスを必要とすればするほど多くの負担が求められることですが、障害が重いということだけで特別に税金の上乗せをするようなもので、障害者ゆえにさらにそれを増幅させることになると思うんですが、こういうことについてはどのようにお考えですか、お尋ねします。

○議長（原田）福祉課長。

○福祉課長（植野）自己負担分については原則1割となっておりますが、所得に応じてそれぞれの利用料は減額された上限額が決められており、低所得者に対して配慮され、負担が重過ぎないようにしております。また、現在のところ、法律が成立しておりますが、制度を執行していく上での根拠となる政省令の一部がまだ国から示されておられません。この政省令の状況を見てみたいと考えております。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）ずっと続けていきますので、答弁をお願いしたいんですが、例えば障害者を抱えている家庭となれば、裕福な家庭であれば対応できるかも知れませんが、そうでない家庭は負担が全収入の何割、2割、3割というような状況になってくるわけですね。私はここら辺が一番難しいし、最悪な法だと思うんですが、こうした状況についてはどうですか。福祉というその名のもとで障害者対策から外れていくというように思うんですが、その点はどうですか。

○議長（原田）福祉保健部長。

○福祉保健部長（上條）この制度は平成15年に制度が改正されてできたものでございますが、この3年間の間に非常に利用者が増えたという中で、国としてもその財源の確保が難しくなって今回の改正に至ったものでございます。この制度につきまして、短期間に障害者の方、また自治体、町の方もいろいろ改正があるということで戸惑ってはおりますが、こういう制度ができた以上、財政的な裏づけに基づいて町としてもやっていかないといけないということがありますので、その点をご理解いただきたいと思います。

○議長（原田）佐中議員。

○ 15 番（佐中）障害者がその制度を利用して治療や、あるいは社会復帰というように、自立支援法を利用して対応しようと思えば、高額な利用負担、金銭にかかわる問題が出てくるんですね。そうなれば、治療を受けなければならない、そういう障害者ほど受診抑制あるいはサービス抑制につながって、ますます現行より悪くなっていくというように私は思うんですが、その点はどうなんですか。

○議長（原田）福祉課長。

○福祉課長（植野）医療費に関しましては、更生医療が今度新しく自立支援医療費となるんですが、これにつきましては海田町児童障害者医療制度を持っておりまして、こちらの方の適用を受けて、本人の負担はないものと考えております。

○議長（原田）佐中議員。

○ 15 番（佐中）全体として定率負担、応益ということで負担を10%、1割を負担ということは明確に法の中に定められておるんです。本人の負担がないということはどういう意味のことを言われているんですか、お尋ねします。

○議長（原田）福祉課長。

○福祉課長（植野）自立支援医療の中で、更生医療分は自己負担が今までは1万円ということで、国の方の保険等を使っておりましたが、原則1割となった自己負担分につきましては重度障害者の医療の方から医療費を支払うという形になるということです。

○議長（原田）佐中議員。

○ 15 番（佐中）よくわからんです。制度そのものを私も余り全体をつかんでいないけれども、しかし、全体として、本来自治体が本当に何をしなければならないかという問題が出てくるわけですが、障害者であればあるほど、自治体としてその支援をしていかないといかん。しかし、今の支援法では逆行している。それは、先ほど言いましたように、1割の負担ということもあるわけですね。例えばサービスを多く受けようとするれば、それほどお金がかかったり、また、家族も障害者に対して介護したり保護したり、あるいは日常生活の中で援助をしなければならないということが出てくると、その家族の所得にも大きく影響しておるわけですね。それで、今の障害者自立支援法では障害者泣かせの法であると私は認識しておるんですが、先ほどの答弁では、障害者に対する負担はないというような答弁が返ってきたわけですが、それは信憑性に欠けると思うんです。なぜそういう答弁があるのか、もう1遍お尋ねします。

○議長（原田）福祉保健部長。

○福祉保健部長（上條）今回の改正が、安定した財源を確保して、持続可能な制度にするというような改正が主になっております。先ほど障害者に対する自立支援医療について、これは利用料全部１割負担になるわけですが、その医療について負担がないと言いましたのは、この障害者自立支援法を受けて１割負担をしますけれども、その１割分を重度障害者医療費、そちらの方で補てんができるという意味で、そういう医療費について負担が変わらないというような答えをしております。

○議長（原田）佐中議員。

○１５番（佐中）そうすれば、障害者全体、知能と身体とがあるわね。その中で全体として今の定率負担、これは実際、それじゃ、どうなっていくのか、お尋ねします。

○議長（原田）福祉保健部長。

○福祉保健部長（上條）ご指摘のように、この定率負担は１割負担でございます。その中で、所得によるとか、ほかの制度が利用できるかというもので補っていくというような制度でございます。

○議長（原田）佐中議員。

○１５番（佐中）私は、障害が重ければ重いほど負担が多くなるというように認識しております。だから、先ほど厳しい状況と。あわせて障害者は、手帳を持っておられる人はこうした制度で活用する、あるいは対応できると思うんです。しかし、障害者の中で手帳を持っていない人もおるわけですね。私はかなりおると思うんですが、まず第１に、それを把握しておるかどうか、お尋ねします。

○議長（原田）福祉課長。

○福祉課長（植野）手帳を持っていない方で障害をお持ちの方というのは、現在のところ、把握はしておりません。

○議長（原田）佐中議員。

○１５番（佐中）私はかなりの人がおられると思うんです。特に年配の方、お年寄りの方はいろいろな障害を持って家庭で寝込んだりとか、いろいろおられると思うんです。しかし、その人らをそのままにほうっておくと、大変なことになるんです。独居老人だったらそのまま、知らない間に亡くなったかというようなことがあるので、それは制度としてはないかもしれませんが、しかし、地域の方々と一緒になりながらそれを支えていく、これも含めて障害者対策をしなければならんと私は思うんです。それが行政だと思うんです。こういうことについて、必要な人に必要なサービスができる。ただ届けをし

た、医者が認定をした、それだけでは障害者対策、特に精神の人は余り公にはしないし、自分で閉じこもっておるというような状況が町内の中にかんりの人がおられると思うんです。私はここにも、障害者自立支援法のもとで大きく開いた対応をすべきだと思うんです。そのことが行政に一番課せられた任務だと思うんです。その基本的な考え、難しいかも知れんけれども、どうなのか、町長にお尋ねするんです。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）今、障害者の問題の件でございますが、国の制度がこういうふうになつてまいりまして地方へおりてきたわけでございますが、今おっしゃるような認識していない方がこちらからどうかということもありませんので、恐らく申請制度で、自分がこういう障害があるからと申請を受けられて判定と申しますか、決定いただくわけでございますので、そこらの把握は福祉課の方で人間的ないろいろなつながりを持って、地域でいろいろな形から受けたものを対応している、そういう形だと思います。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）今の障害者問題はそれでおきます。

次に、駅にエレベーターの設置、これは今までの経過でわかりますが、前駅前自治会の余剰金の問題、町長になられてここずっと同じような答弁で、会ったときに話をするとか、何回か積極的に行かれたケースがある。しかし、議会での答弁は同じ答弁なんです。この余剰金、私も前々回の議会で元気を出して、告発も考えてもいいというように思ったんだけど、いろいろまたやっぱり法で制約されておるというのを専門家のアドバイスをもらったんです。しかし、個人の金じゃないわけですから、それを広く不特定多数が利用できる駅前にそのお金で設置をする、これはどうしても、別なところへお金があるので、そのお金をここに使いますというのはだれでも納得できると思うんです、あの5,000万円。5,000万円あるかどうか知りませんが、一応あるとみなして。それをやっぱり、町長の専決処分じゃないけれども、そういう積極性が必要だと私は思うんです。今ずっと見ると、寄附の申し立てを待っておると。これじゃ解決できない。告発というのも考えましたけれども、しかし、本人が寄附をする、いつかわかんけれども、するということで、告発したら逆に今度は名誉毀損でやられるというのが判明したので。しかし、あれだけのお金を持っておる、しかも、エレベーター設置に町の財源を使わなくても、そのお金を寄附いただいてできるという明るい展望を持った財源があるんですから、これを活用しない手はないわけですね。私はその積極性がずっと欠けておると思う

んですが、どうですか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）この件につきましては、9月議会以後3回ほど事務所へ尋ねたり、私も広島へ出たときに時間を見て自治会の会長さんと話をしたんですが、結果的にはまだそこまで至らんというんですか、話をするんですが、結論が出ていないというのが実情でございます。担当者レベルでも何回か行かせてもらって、そういう方向で協力願いたいということをお願いしておるんですが、結果的にはまだその結論が出ていない状態を、何かこれはいい方向で解決をして、気持ちよくそういうことにやっていただきたいというのが望みでございますので、ぜひ早くその気持ちになっていただきたいということで私も頑張っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）何らかの方法でこの問題を早くせんかったら、私は町民も、行政は何をしておるんかと。議会もあわせて。今でもそういう声を聞くのに、なかなか対応ができていない。見通しもない。これでは頼りにされる町政や議会ではないと思うんです。ぜひそれは町長は命をかけてでもやってほしいと思うんです。それはそれで要請をしておきます。

次に、JR高架と庁舎の移転の問題。全体を含めて、用地買収がなかなか行き届いていないとかいろいろ理由があるんですが、何が一番問題で今ここまでおくれておるんですか、お尋ねします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）先ほど答弁いたしましたように、これは海田町だけの問題じゃないということはご承知と思います。広島市があつて、また府中町があつて、海田町があつて、一緒になってこの問題を解決しないと、海田町ができて、汽車は来ませんし、高架にもなりません。そういうことから、幹事会をやって、とにかくお互いに意見を出し合いながら、先日も担当のレベルでいろんな協議をしながら、私も県に行くたびに渡橋さんという室長さんの方へ、早く進めてほしいということを再度要望しておるんですが、現在の予定では先ほど答弁したとおりでございます。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）前回、その前もそうですけれども、私は議会でこの問題をずっと取り上げてきておるんです。財源の問題も49億の負担で済むという、今もそういう答弁をいた

できましたけれども、前回の議会で、庁舎の建設に当たって町民の要望に応える庁舎をつくるのであれば、町の持ち出しが必要だという答弁をいただきました。この間、総務委員会で熊野町にも行っていろいろ参考になる研修をしてきたんですけれども、町の持ち出しが向こうは20億ぐらい基金をためておって、それから事業を進めたという、あとは補助も何もありませんと。ただ町債でそれを賄うというような方向だったですね。しかし、海田町はそうでなくて、今のJ R高架に対する補償がかなりの部分、何%かはわかりませんが、場合によっては合同庁舎を利用することになれば、やり方によっては多少は安くなったり、あるいは町民のそういう要望に応える施設ができるのではないかと。というのが、あそこは駐車場をつくらなくても、前に大きなランプ橋があるから、そこを利用すれば、それなりの面積もあつたりというようなこともあるので、場所はまだ未定ですが、一応の一番いい方法はそこではないかなというように私は私なりに考えてそう発言をするんですけれども、そうした中で、今の状況のもとで町の持ち出しがかなりあるという前回の答弁がありましたけれども、実際今200万、今年度で調査費を組んでおられるんですが、その予算を使って今まで検討された中ではどういう進捗状況なのか、お尋ねします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）今、庁舎の移転の問題について調査費を組んでお願いしておる結果がいずれ近いうちに出てくると思います。それと、今ご指摘のような合同庁舎の跡とかというようにいろんなことを皆さんから指摘を受けます。私としても、今現在こういう施設をつくるには駐車場は最低100台以上置かにはいけないような時期に来ていますので、そこらを含めて、場所の選定とか、協議をいろいろな皆さんの意見を集約して考えていきたい、こういうように考えております。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）続いて、今度はアスベストについてお尋ねいたします。先ほど町長の行政報告の中でありましたから、12月でしたか、近いうちに結果が出ると。11施設の中で16カ所ある可能性があるということですね。アスベストの問題はいろいろ今まで報道された中で、町の施設だけじゃないんですね。住民の健康を守っていくというのが自治体の本当の役割なんです。町の施設を調べて対応する、それも大いにやらないかんけれども、しかし、個人の持ち物、民間の持ち物、ここらでそういう資材を使われて、しかもアスベストというのは目に見えないそういう浮遊物で、肺に刺さって発がん性がある

というのがあるわけですね。ですから、町の施設も大事ですが、それはそれなりに対応してもらわにゃいかんけれども、しかし、町民全体の健康状態、これを守るためにはやっぱり民間にもそういう指導をし、また把握をせにゃいかんですね、まず第一に。その辺はどうなっておりますか、お尋ねします。

○議長（原田）建設課長。

○建設課長（畠山）民間の施設につきましては現在、広島県におきまして調査を実施しております。建物は一応延べ床面積が1,000平方メートル以上の建物でございますが。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）アスベストというのは潜伏期間があって、その結果がいつ出るかわからない。しかし、その影響によって即出る人もおるし、出ない人もおる。あるいは、今まで肺がんといって亡くなった人も死因は中皮腫ですか、そういう状況で亡くなった人もおるかもわかりません。しかし、私が言うのは、県待ちではいけない。町が努力することはできるでしょう。民間の会社に通達だけでも、今の使用状況を知らせてくれと言うこともできるし、あるいはアンケート方式で全部の実態調査をすることもできるわけですね。県任せでなくて町がそういう把握をすること、これが今一番大事じゃないですか。私はそのように思うし、これが肺に入ると発がん性が高いというのがずっと出てきておる。しかも、私の調べでは、2004年10月までにアスベストの入った材料、これは経過措置としてまだ使ってもいいという、そういうところまであるわけですね。ですから、そういう資材についてはもう使わないようにとか、町としてできることはいっぱいあると思うんです。なぜそういう県待ちなのか、そこへ逃げ込んできておるというように思うんですが、町でその問題はできんのですか、お尋ねします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）このアスベストの問題は国全体の大きな課題になっていますし、また、そういう行政府として県の方に指導を受けていただいて、また我々の自治体の方へ返ってくるという、縦割りと申しますか、そういう行政の縦割りを超えて我が町がどこまでできるかという問題もありますので、できましたら、我が広島県の自治体の方へ指導いただきながらこれを取り進めていきたい、こういうふうに考えております。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）続いて、行革についてお尋ねしますが、この間の衆議院選挙でかなりの行革推進派が当選した、議席を占めたということで、構造改革の名のもとでかな

り国民不在の行政がやられると私は思うんです。それに基づいて各地方自治体がそれに従うとか、法で縛られるとか、指導があるとかということになって、最終的には地方自治への、行革の名のもとで公務員を減らすとかサービスを減らすとかということが出てくるんですね。先ほどの町長の答弁では、住民に安全と健康、福祉に対する問題については確保するように努力をします。今の答弁ではそれしかできんというように思うんですが、行革をいろいろ言うけれども、議員の中にも、職員を減らせとか、いろんな立場で、また角度からいろんな発言があるんですが、私はやっぱり住民の暮らしを基本に考えにやいかんと思うんです。それを無視して行革を進めること、これはやっぱり住民不在になって、最終的には住民が泣かにやいかんということになるので、町長の今から進める上で大きな問題、これは町政がアンケートをとるとか、何名か抽出していろんな調査をするとかという方法があってもいいと私は思うんですが、その選択肢はどうなのかをお尋ねして、終わります。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）行政改革の問題は、この間も大綱の方を示させていただいて皆さんに見ていただいたんですが、行革というのは切りがないものでして、何ぼやっても行革にどこまでがということはあるんですけれども、実際面といたしまして私が取り組んだのは、とにかく初めに職員の意識改革をよくやってもらいたいということをもとに、いろいろ行革の問題のもとになるということで、職員の人数を減らすとか、むだとか無理がいっぱいあるのではないかと、そういうことの把握も含めて行革推進室の方をお願いしてああいう大綱をつくっていただいたわけですが、そうした中で今後、佐中議員がおっしゃるように、町民へのサービスの低下になったのでは意味がないということなんですけれども、県の方が、どこの自治体も行革をしっかりとやっておられるんですけれども、まだ私どもの町の方がかなり進んでおるといふうに、この間も地域事務所の所長が来られて、権限移譲の問題、分権問題も含めて話をした中で、海田町が平成17年から取り組ませていただいて、ある程度踏み込んでやらせていただいておりますから、今回、18年度の予算を今度つくるにしましても、かなり行革の効果の出る4年間、5年間のサイクルをいろいろ組んで今努力しているところでございますので、どこまでやればどうなるかということも、なかなかこれも頂点がないわけでございまして、あわせてまた町民の方にもいろんな形で、議員の皆さんにも協力をいただいて進めていきたい、こういうように考えております。

○議長（原田）暫時休憩をいたします。

~~~~~○~~~~~

午前 11 時 50 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）休憩前に引続き本会議を再開いたします。一般質問を続行いたします。6番、桑原議員。

○6番（桑原）6番、桑原でございます。本日は、大きく分けて3点ばかり質問させていただきます。

その1、福祉・厚生事業等について。

その1、介護保険制度実施以来、初の大改正である改正介護保険法の施行に伴い、全国的にその影響が出始めているとマスコミ等で報じられております。海田町ではどうでしょうか。その影響の状況と今後の課題については何でしょうか。

また、海田町における今後の介護保険制度運営等の方策及び展望についてはどうですか。

その2、最近、全国的に急増し、社会問題化しています、次に述べる事件について海田町における現況と対応施策を問うものでございます。（1）アスベスト、（2）遠距離介護、（3）学童保育。

その3、次に述べる事項について、海田町の今後における対応施策を問うものでございます。（1）新型インフルエンザ、（2）海田市駅、海田町の公園及び道路のバリアフリー施設、（3）がん・サポート・キャンペーン。

大きな2番、行財政改革について。

その1、海田町行政改革実施計画書の中に「検討」期間を設定したのはなぜですか。行政改革の効果との関係はどうですか。

その2、限られた予算の中で最小コストで最大効果を上げるため、行財政改革の施行上、年度別の実施順位基準的なものの考え方について、町長の所見を伺うものでございます。

その3、海田町財政健全化計画の中で表7「平成18年度以降の中期財政収支見通し（健全化ベース）」と表6「（通常ベース）」とを対比、差異分析しますと、そのことについて平成21年度末の財政不足累計額についてその改善要因を具体的に説明してください

い。

その４、町債残高について。

（１）町債残高の減額の主たる財政的手法としては、町債の発行抑制と町債償還とが考えられるわけでございます。海田町行政改革実施計画書によりますと、各年度の行革効果に伴い、財源不足額は改善され、財政健全化計画書中、表６の通常ベースに比して表７の健全化ベースではかなりの減額幅となっております。これに対して町債残高の減少幅が小さいのが気になるわけですが、その理由と要因は何でしょうか。

（２）財政健全化実現のために、町債残高の減額は行革効果とともに行革重要施策でございます。その年度別目標数値を計画計上することが至当と考えますが、どうですか。

大きな３番、海田市駅南口土地区画整理事業等についてでございます。

その１、東地区の先行整備事業及び西地区まちづくり事業についてその後の進捗状況はいかがですか。

その２、行財政改革下の厳しい財政・予算環境の中、本事業の財源確保の見通しはいかがですか。また、着工時期の見通しについてはどうですか。海田町財政健全化計画の表７の健全化ベースにおける投資的経費の抑制等による公共事業等の施行順位的な考え方があるのでしょうか、ないのでしょうか。

その３、現行土地区画整理事業の目的及び内容が実質的に乖離し、形骸化しております。本事業を施行していくに当たり、法的、制度的に何ら問題が生ずることはないのでしょうか。以上です。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）桑原議員質問の１点目２番の３につきましては教育委員会から、それ以外につきましては私の方から答弁をいたします。

まず、福祉・厚生事業等についての質問でございますが、１点目の介護保険の制度改正による影響につきましては、１０月の改正に伴う施設介護サービス給付費について９月分と対比し、約６００万円の減額となっております。このように減少状況で推移するものと思っております。また、今後の課題といたしましては、在宅と施設の負担の公平化により、介護利用者の意識変化が予想され、必然的に在宅サービスへの依存度が高まり、その方策が求められるものと考えております。

今後の介護保険制度の運営等につきましては、改正の柱であります介護予防による自立を目指した施策の展開などを重視し、平成１８年４月から運営するものとなっております。

す。具体的には、介護予防の観点に立って、筋力トレーニング機器等を使つての、軽度者を対象とする新予防給付に加え、地域支援事業として、介護が必要となるおそれのある虚弱な高齢者への予防サービスの提供が必要となります。このため、今議会に補正予算で提案させていただいておりますが、福祉センターに筋力トレーニング機器の整備を行い、器具を用いた運動等に取り組み、要支援、要介護になるのを防ぎたいと思います。介護認定者等にとってはさらに充実したサービスプランの作成等により、生きがいのある生活が取り戻せて、増大する保険給付費の抑制が図られるものと考えております。

次に、２点目の社会問題化している事件のアスベストにつきましては、先ほど佐中議員に答弁しましたように、現在、調査結果を待っている状態でございますので、その結果を踏まえて今後の対応を考えております。

遠距離介護につきましては、本町が委託し、高齢者の総合相談、安否確認等を実施しております地域型在宅介護支援センターや、各種のサービス提供を行う居宅介護支援事業所などから状況の確認等を行っておりますが、遠距離介護に関する相談等は特に聞いておりません。しかしながら、今後も高齢者の状況と家庭の事情等においてこうした事例も予想されますので、調理困難な配食サービスの利用者、各地区の民生委員が兼ねる在宅介護相談協力員及び在宅介護支援センターの日常の訪問等を通して対応してまいります。

３点目の本町の今後の対策等についてでございますが、まず、新型インフルエンザとは、病原性鳥インフルエンザウイルスが突然変異し、ヒトからヒトへ感染するインフルエンザのことをいいます。もし発生すると、その強力な感染力により世界的な大流行を引き起こし、日本でも患者数1,700万人、死亡者数17万人に上ると予測されています。現在、新型インフルエンザは出現しておりませんが、その出現時期を予知することは困難であり、また、出現そのものを阻止することは不可能と考えられております。そのため、発生時における健康被害を最小限にとどめるために、国において新型インフルエンザ対策行動計画が、広島県においても対策マニュアルが策定されております。本町におきましても、安芸地区医師会や県と協力体制をとり、情報提供の強化及び相談窓口の設置等、迅速な感染拡大防止対策を行うよう、体制整備について考えています。

次に、がん・サポート・キャンペーンについてでございますが、がん・サポート・キャンペーンは、日本のがん医療の改革や、患者・家族をサポートするための知恵や工夫などを広く国民に提供するというもので、NHKが実施しています。本町におきまして

も、死亡原因のうち、がん死亡は第1位であり、平成16年の死亡者133人中63人、47.4%を占めております。今後とも、情報の提供や相談業務などの充実に努めてまいりたいと考えております。

海田市駅のバリアフリー化についてでございますが、先ほど崎本議員、佐中議員にお答えしましたように、現在検討を進めているところであり、エレベーター設置に向けて努力をしてまいります。公園のバリアフリー化についてでございますが、公園施設として対象となるのはスロープ、トイレ、水飲み場、階段、園路等であります。今後の整備方針といたしましては、緊急度の高い施設からバリアフリー化に取り組んでまいりたいと思っております。道路のバリアフリー化についてですが、町が施工しています都市計画道路につきましてはセミフラット方式により施工し、バリアフリー化にしております。

次に、行財政改革についての質問でございますが、1点目の実施計画年度の検討表示につきましては、策定時に改革熟度が未到達の事項、あるいは必要に応じて導入する事項等について「検討」と表示しております。それは、計画期間内に改革の頭出しをして、改革に積極的に取り組む姿勢を意思表示したものでございます。

次に、2点目の年度別実施順位基準的な考えでございますが、このたびの行政改革は、厳しい財政状況を憂慮し、できることから取り組むという当初の改革方針をもとに、実現可能時期をそれぞれ計画書に盛り込んだものです。

次に、3点目の財源不足累計額についての質問でございますが、行政改革は実施計画を100%達成して改革が終了するものではありません。毎年ローリングを実施し、確実な進行管理のもと、少しでも財源不足累計額が減少するよう、今後も努力を続けてまいります。

4点目の町債残高についての質問でございますが、ご承知のように、改革項目は人件費、物件費、公債費等すべての経費にわたるもので、実施計画の効果額はその総計でございます。町債残高につきましては、合併を前提として実施した前倒し事業の元金償還がこれから始まることと、財政再建期間内でも町債の抑制はするものの、借り入れは継続いたしますので、このため、大幅な減少は見込めません。

また、年度別目標数値でございますが、起債対象事業等の事業計画の策定を待って、これに合わせて目標数値を計上してまいりたいと考えております。

海田市駅南口土地区画整理事業についてのご質問でございますが、まず1点目の東地区の先行整備事業及び西地区のまちづくり事業のその後の進捗状況でございますが、9

月の定例議会でお答えしましたように、現事業計画を見直し、東地区を先行整備するためには、都市計画変更や事業計画変更などの法的な手続きや、過去に受け入れた国庫補助金の問題並びに西地区を含めた全体のまちづくり計画が必要であり、現在、国・県との調整の中で最終的な整備に至っておりません。また、本事業についての再評価は5年ごとに実施するよう定められており、この11月1日の海田市駅南口土地区画整理事業評価監視委員会に諮問し、委員会から、事業計画区域を縮小して事業を行っていくという答申をいただいたところでございます。今後は早期事業化に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

2点目の海田市駅南口土地区画整理事業の財源確保及び着工時期の見通しにつきましては、先ほどお答えしましたように、現事業計画を見直し、事業計画区域を縮小するためのいろいろな整備が必要であるため、現在、国や県と調整の中で最終的な整理に至っておりませんので、現段階では具体的にお示しすることができない状況でございます。また、施行順位的な考え方の有無につきましては、特に基準となるようなものは設けておりませんが、早期にパブリックコメント制度や行政評価システム等の導入を実施し、住民ニーズに対応した公共事業の推進を図ってまいりたいと考えております。

現行の土地区画整理事業を施行するに当たり、法的、制度的に問題が生じることはないということでございますが、東地区先行整備事業は、海田市駅南口地区を町の玄関口及び中心地区にふさわしい地区にするための公共施設の整備、駅前の立地性を生かした土地の有効利用を図るための基盤整備事業であり、広島市東部地区連続立体交差事業と一体となっていくものです。また、東地区先行整備事業は現行の土地区画整理事業区域を縮小して行うもので、当初の目的を果たす事業として法的、制度的なことも含めて国や県との協議を行っており、最終的な整理までには至っておりません。

それでは、1点目2番の3につきましては教育委員会から答弁をいたしますので、よろしくをお願いします。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）それでは、放課後児童クラブについてお答えします。放課後児童クラブは、保護者が労働などによって昼間家庭にいない小学生の1年から3年生までの児童を対象に、授業の終了後に児童に適切な遊びや生活の場を与える施設として設置しております。本町の放課後児童クラブは4カ所ございまして、1つは海田東小学校は町民センター内に、他の小学校は各小学校の敷地内に1カ所ずつ設置しております。4カ所の児

童クラブの定員は200名です。今後、女性の就労の一般化や少子化がますます進行する中で、この放課後児童クラブは仕事と子育ての両立を支援する制度として、また児童の健全育成対策としても重要な役割を担っております。今後もこの事業については拡大傾向にあると認識をしております。

○議長（原田）桑原議員。

○6番（桑原）再質問をさせていただきます。順次1件ずつやっていきたいと思います。

まず、大きな1番のその1、改正介護保険制度の影響等でございますけれども、9月議会でご回答があったとおり、法的には新予防給付の施行、要介護認定及び施設入所者に係る各経過措置が各々2年から3年後までに施行することができることになっております。海田町としてはこれを適用していくようなニュアンスの回答があったと記憶しております。けれども、質問でも申し上げましたとおり、施設入所者、在宅介護、施設経営者なり配食経営者への影響が顕在化してきております折から、海田町としてもかかる事態に対処できるように1年前から体制の整備に着手しているものがあるというように聞いておりますし、今、町長からご回答がありましたように、回答は12月でも出ておりましたけれども、介護サービス利用料の負担軽減等、力強く感じてはおります。そういうことで、今、全国的に影響が顕在化しているときでございますから、できる限り速やかに各体制の整備等のご努力をお願いしておきたいと思います。

それから、1の2の（1）のアスベストの問題ですけれども、先ほど佐中議員の方からいろいろと質問をされましたので、重複を避けますけれども、佐中議員がおっしゃったのは民家の関係ですね。そのことでテレビで、町民の我が家へのアスベスト不安につけ込んで、悪徳業者が横行して不本意な工事代金を詐取しているということが問題になっていました。それで、そういう場合にはまず自治体へ相談すべきだと言っていたわけですね。このことについて海田町ではどのような対応策を考えておられるのでしょうか。

それと、1の2の（2）です。遠距離介護のことです。先日NHKのテレビで、離れて暮らす親、家族をどう支えるかというテーマで放映がございました。遠距離介護の方法についていろいろそこで述べていました。3段階といいますか、3方法があると。この詳細については、時間がございませんので、省略しますが、大きく分けてその3つは、ハイテク見守り機器システムというんですか、要するに異変をいち早く知るためにこの方法をやるんだと。それと、2つ目が声かけサービスということで、地元の協力を得る方法としてやっているんだということ。3番目に、これはぜひ研究していただ

きたいと思うんですが、時間預託制度というんですね。費用や時間の負担を減らす方法についていろいろこれは全国的にやられている実績もございますし、勉強していただきたいと思うんです。そうすれば町民の人に喜ばれるんじゃないかということで、ぜひお願いしたいと思います。そういうようなことで、あえて調査なんかをやっておられないようですから、海田町において私はこの3つのうちどの方法でやっておられる家庭が多いのか質問したかったわけですが、そして、町としてはこういう遠距離介護に対して何か支援をなさる気持ちがあるのかどうかという質問の意味で申し上げたわけですから、今後の課題といいますか、私の知っている範囲では、メモしていますので、その辺の検討をお願いしたいと思います。

それから、大きな1番、2番の(3)の学童保育の件でございましたけれども、6月議会で、海田町の場合は西小以外は定員オーバーで、定員数の見直し検討の要があるというように回答されていましたが、その後、その取り扱いの経緯なり結果はどのようなになったのか。そして、大体、公立の学童保育所、学校、児童館その他公共の施設が半数を占めているんですね、施設としては。ですけれども、そのほかに公設で民営形態のもの、民設民営形態のものがまた半数あるわけです。海田町にはそれはどういう状況なのか、わかればご回答ください。

1の3(1)の新型インフルエンザの件でございます。今、町長のご回答がありましたとおり、都道府県においては新型インフルエンザの対応方針なるものが全国に先駆けて宮崎県と我が広島県、宮崎県が1月、広島県は3月に、この2県で制定されて、今年じゅうにあと13県が策定される予定になっているそうでございます。広島県の場合、新型インフルエンザ対策マニュアルという名前だそうでございますけれども、海田町はこれに基づいてどういう対策を講じようとなさっているのかをお聞きするものです。

あわせて、県のマニュアルは、私の不勉強だったのかかもしれませんけれども、既にこの4月に県内各市町村に配付されているそうですね。それで、町民へのこのマニュアルの取り扱いについて町長の所見を伺うものでございます。

それで、1の3の(2)、バリアフリーの問題なんですけれども、海田市駅の件につきましてはトップの佐中議員や崎本議員の質問がございましたので、省略させていただきますけれども、海田の公園の、特に総合公園の対応について、それと、その付近の道路のバリアフリー施設について、これは今年の7月、大阪大泉緑地のふれあいの庭とかその周辺の道路環境等に関して福祉厚生委員会で研修した結果をこの海田総合公園に生

かしたいと考えたからこういう質問をしているわけで、行革、財政健全化計画の観点からも、財源確保等の関係もあります。今後も見通し等をお聞かせください。

それから、1の2の(3)のがん・サポート・キャンペーンですけれども、今、町長のご回答にありましたけれども、これは全国的に自治体は各々の患者会等の意向を踏まえてキャンペーン3項目というのがあるわけです。それは、地域格差の是正、2つ目は未承認薬の早期承認、3つ目には医療情報の開示、この3つのキャンペーン3項目があるわけですけれども、これに関係する予算措置を各市町村とも講じ、病院関係機関の充実等を図る上で支援を行っているように聞いております。海田町の場合、このことに対してどのようにお考えなのかを問うものでございます。まずそれだけの点から再度お願いします。

○議長（原田）理事。

○理事（山本） それでは、私の方からアスベストの件についてお答えいたします。確かに、ご指摘のように、そういったアスベストにつけ込んだ悪徳業者があり得ると思います。これはアスベストだけでなく、今まで、高齢者をねらった家の改造とかというようなことがあるわけですが、幸いにも、海田町の方でこういった被害に遭われたというのはお聞きしておりませんが、今後こうしたことも起こり得る可能性もありますし、消費者行政の立場からこういったことは防止していきたいというようなことで、こういう注意について広報等でお知らせをしていきたい。また、こういった事例といいますか、業者等のものがあれば、町の方にご相談をいただくというふうなことの周知を図ってまいりたいというふうに考えます。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木） 放課後児童クラブの定員のことでございますが、定員をオーバーしているのが今3カ所ございます。ただ、東の児童クラブは町民センターに併設しておりますので、町民センターの中に児童館がございまして、児童館の方でも対応できる児童についてはそちらで対応しております。一番多いのが南小学校区の児童クラブのオーバーしている数が多いんでございますが、定員をすぐ直ちに増やして預かるというのは、施設の広さ等もありまして、簡単にできることではございませんが、今のところは、毎日同じ方々が絶対に来るということではございませんので、どうにか定員をわずかにオーバーするか下回るかぐらいでございまして、その中で子どもたちの指導をしているという現状でございます。これがはるかにオーバーしてくるような状態になりますと、今の

施設を整備してまたこれを拡大していくというようなことになろうかと思います。

それから、民間の児童クラブということなんですが、ご承知のように、これは児童福祉法に基づく制度でございまして、福祉厚生施設という位置づけになっております。民間で小学生の託児所というんでしょうか、そういうのが海田町でどうかということの情報は教育委員会の方では把握しておりません。

○議長（原田）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（上村）介護保険制度の改正に伴います再質問でございましたが、基本的には18年4月からの実施の予定で現在準備しております。部分的には、先ほど町長の方の答弁がございましたように、本年10月からの施設における居住費、食費についての自己負担分というのはございましたが、基本的には新予防給付、地域支援事業を含めて18年4月から実施の予定でございます。

また、遠距離介護につきましては、ご指摘のいろいろと3つの提案をいただきましたけれども、このことも含めまして検討してまいりたいと思います。

○議長（原田）保健センター所長。

○保健センター所長（木原晴彦）それでは、新型インフルエンザの関係ですけれども、先般、県の研修会が開催されまして、周知を図るという会議がございました。年明けにも海田保健所管内でやはり研修会を深めていこうという動きに今なっております。

続いて、がん・サポート関係ですけれども、これにつきましては現在、海田地域の保健所管内におけます保健対策協議会というのを設置しておりますけれども、その中でがん検診精度向上地域検討委員会というのを別につくって、医師等も含めて精度の向上を図っていくという研究・討議を進めておるところでございます。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（児玉）海田総合公園関係のバリアフリーですけれども、一応海田総合公園の周辺につきましては、園路、水飲み場、多目的な便所等、バリアフリー化にはもう努めております。以上です。

○議長（原田）桑原議員。

○6番（桑原）時間の関係で、次に進ませていただきます。大きな2番の行財政改革についてでございます。その1の、実施計画書に検討期間を設けるのはどういうことかということなんですけれども、今、町長のご回答がありましたが、これは行政改革の実施計画の形式面から見ても、そればかりじゃなくて行革実施計画書そのものの評価やイメー

ジをダウンさせるものじゃないか、マイナス要因にしかないんじゃないかと私は思っているわけです。ましてや、行革実施計画書の全期間が検討というのがございますね。こんな期間があるというのは実施計画書の作成意義を喪失しかねないんじゃないかと考えるわけです。大幅に実施計画の作成がおくれた上に、行革実施計画書を作成するために要した検討期間とどう違うんでしょうか。今まで随分検討なさってきて、5カ月もおくれてやってきた検討期間というのとこの検討期間というのはどう違うんでしょうか。もし検討中なら、別に実施計画書の中に上げなくても、やればいいじゃないですか。どうしてこれを載せないといけないのか。実施計画書なんですよ。ということです。

それから、2番目の実施書の上での順位の基準的なものの考え方というのを町長に今ご回答いただいたわけですが、これは6月議会の私の質問に対して全く同じような回答を今いただいたんです。それは3点ございました。要するに、できるものからやると。特に均衡を図ることは念頭にないということが1つ。それから、ただし、実施計画策定に当たって各課・各事業の整合性を図って策定すると。3つ目には、進行管理については毎年度末に計画の検証を実施して、確実な改革の実施を目指すというものでございましたね。半年を経過して行革実施計画が今やっとできたわけです。その現段階で、できるものからやるという意味が今の段階では6カ月前とは全然違うと思うんです。そうじゃないと、何のために行革実施計画書を策定されたのか、意義、目的は何なのかがわからなくなるんじゃないかと思うんです。6カ月前に、まだ実施計画書を出されない前に、できるものからやるというのはいいですよ。でも、できた段階で、しかも4つの重要項目があるわけです。それについて各々できるものからと言うならそれで結構ですが、その4つについてできるものからやると言うなら、そのできるものの第1番は何でしょうかということまで決めないと、時系列的に見て全く無計画と同じようになるんじゃないですかということなんです。実施計画書をつくったんだから、できるものからやる言うなら、4つの重要事項ごとにどれが1番なんですかということを示すべきなんじゃないですかということなんです。それを示さないで、できるものからと言ったって、じゃ、何のための実施計画書をつくったんですかと言いたいということなんです。

それと、3つ目に、進行管理について毎年度末に検証をやって進めていくということなんです。年度末では予算への反映ができないと思うんです。年度末じゃなくて、予算に反映するために、それより前にやらないとできないんじゃないかと思うんです。そ

の3点についてお考えをお聞かせください。

それから、大きな2番のその3の効果分析についてですけれども、中期財政見通しの通常ベースでこの表の6の財源不足累計額21億4,000万。それが、表の7の健全化ベースでは4億4,100万円。16億9,900万円が改善されているわけです。立派なことです。そのうちの行革効果額が10億8,800万です。6億1,100万は何でしょうということなんです。具体的に数値を示してご説明をお願いしたいというのはそういうことです。行革効果を国保と水道、下水道の3会計の分3億8,400万を加えても14億7,200万で、2億2,700万の差が出てきます。それは何でしょうということなんです。行革しかないんじゃないかと思ったんですけれども。

それと、2のその4で町債残高についてでございますけれども、なぜ行革では18から22の5年間で18億も減額がなされているのに、町債の方は1億6,500万、これはしかも7年間でですよね。16年から22年。7年間で10%しか効果が出ていないわけです。それは、投資的経費がこの5年間で12億6,100万円、かなり抑えておられます。そのためか、町債は2億8,500万改善されて少なくなっています。それに対して公債費は1,300万しか減っていないんです。減ったんじゃだめなんです。増やさないと。そうしないと、町債の元金償還金及び利子や一時金の金利分の支払いに充てる、それは通常ベースより上げないとだめでしょう。やっぱり減らしていたのでは効果は出ませんよね。それが減らさないで、増やさないと、当然減りませんわね。ということなんです。これが町長がいつもおっしゃっている、早くそういう償還を済ませて行革の改善、18億と一緒にその町債の発行額も抑える、償還も早くするから結局借金が少なくなるという、そういうことをやるのが、町長のおっしゃる持続可能な財政基盤の確立というんですか、それにも当たってくるんじゃないかというように考えるんですが、どうでしょうか。

それと、(2)の、私はなぜ町債残高にこだわるのかと申しますと、ご存じかと思いますが、今は総務省が担当ですけれども、来年度から新指標である実質公債費比率というのを設けまして、債務負担の重い自治体の地方債の発行を抑えるような制度を導入しているということをご存じだと思います。自治体を3つのグループに分けて、実質公債費比率の10%、20%、3つに分けて、財政が良好なら自由な起債を認め、数値が悪いやつは制限するというようなことを考えているんです。このようなことから、私はやはり単独町財政の健全化を図る上からも町債の残高の目標数値を定めて計画計上すべきじゃないかということでお尋ねしているわけです。お願いします。

○議長（原田）参事。

○参事（行政改革推進担当）（富田）それでは、行革の再質問にご答弁申し上げます。まず1点目の、検討期間を示したのはいかがでしょうかということでございます。これは、最初に町長の方がご答弁申し上げましたように、計画熟度が、すぐ18年からの計画実施でございますから、着手見通し、あるいは何年度着手というのが現在の策定期間の段階ではまだ未習熟なもの、熟度が達していないもの、あるいは法的なもろもろの関係から、そこまでの熟度に至っていない、しかし、この改革期間の中には、やはりそれぞれの所管や町としてこれまでの課題として提示されてきたけれども、未着手になっているというふうな項目も含めて「検討」というふうに表示をさせていただいて、その検討表示によってむしろ逆にこの実施計画の4年間の中に検討項目として掲げることによって、積極的、能動的に取り組んでいくというふうな姿勢をお示したというふうに我々の方では考えております。ですから、中には確かに4年間がずっと検討になっているものもございます。これはそれぞれ事情がございますけれども、熟度が増せば、その期間にやはり実施に向けて踏み出しますというふうな意識と積極性をお示したというふうなつもりでおります。これが同時に職員の皆さんの意識改革にもつながってくるんだというふうな理解でございます。そういうふうにご理解をいただいたらと思います。

それから、基準でございますけれども、我々の理解は、要は当初、行政改革を進めていくに当たってとりあえずは全体の事業についてまずメスを入れて、その中で、それぞれの所管の中で課題になってきた事項、あるいはこれから取り組む必要があるというふうな事項をそれぞれすべての事務事業等について緒を見た上で出していこうというふうな進め方をしてまいりました。その選択、調整の中で、4年間の中で取り組める、いわゆるできるものからというふうな、もしそういうご回答があったということであるならば、我々はその整理の中で、4年間の中で可能なものからその実施計画に上げていきますよと。実施計画の中のものをできるものからやりますという意味ではないというふうに理解をしております。そういうことですから、できるものからという表現はあくまでも全体の実施計画策定調整の中でその4年間に改革可能なもの、いろんな事業が上がってまいりましたけれども、その中で最終的には120項目ぐらいになりましたけれども、その120項目を実施計画の中に盛り込むに当たって着手可能なもの、あるいは実現可能なものを上げていきます。こういうふうな意味合いでございます。

それから、進行管理でございますけれども、これは先ほど議員さんがご指摘のように、

着実に進行管理をしていくということが必要であるということで、実施計画書の中にも進行管理について義務づけを行っております。これは活字であらわしておりますけれども、それは議会にちゃんと説明をいたしますというふうな義務づけを行ったということ、1つは我々の行政執行者の方の積極性のあらわれだというふうにご理解をいただきたいと思うんです。それは、あくまでも確かに予算のことがございますので、これからの基本的な進行管理を考えていく上では、まず、18年度が改革初年度でございますから、18年度の予算を今執行しておりますので、もう既に18年度実施というものの予定のものについてはすべてヒアリングを済ませております。ですから、それは結果の、年度末にというのはあくまでも18年度が終わった後の、18年度の改革事項はどうであったかということについては、それはまた議会の方に明らかにしながら19年度の執行に向けて踏み出しますというふうなご理解をいただければというふうに思います。ですから、そういうふうな要所要所で、年度途中であっても、年度途中の必要な時期に、あるいは半年なら半年、必要な時期に改めてその年度の進行状況はどうかということも把握をしていく必要がある、こういうふうなことで考えております。

○議長（原田）行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（西本）通常ベースと健全化ベースとの差異の分析でございますけれども、これは、先ほど桑原議員さんが言われましたのは21年度の比較を申されましたけれども、一応我々の方は健全化計画は22年度となっておりますので、これで比較を申し上げますと、健全化計画の中でご説明しましたように、一応改善目標額を18億円、これは一般会計分として18億円の改善目標額を上げております。この中には、先ほども出ておりましたけれども、検討として上げておりますけれども、数字は上げておりませんけれども、それもある程度のものを見込んだものを18億円上げております。これにプラス投資的経費、先ほど12億6,000万と言われましたけれども、これを抑制しております。事業費を約12億6,000万の抑制をしております。これの財源となります国・県の補助金、それから起債、これらが当然、事業費を縮小すれば減額となってまいりますので、これが約4億8,000ほどあります。それから、以前にも申し上げましたけれども、電子自治体としての実施計画の中に含んでおります1億1,000万の投資分、これらを差引きますと、この差が24億6,000万というふうな形で分析できると思います。

それから、町債借入残高の減少ということなんですけれども、これにつきましては、先ほども町長の方から答弁がありましたけれども、合併を前提とした15年、16年の多額

な借り入れ分、これらの償還が19年、これから始まるものです。19年、そして16年が20年から始まるというふうなものです。それまでは一応利息を払っておりますけれども、これとあわせまして単純な比較を申し上げますと、健全化計画5カ年間のうちで借り入れを予定しておりますのが5カ年の総計が46億円、それから、その間の5カ年に元金償還をするものが48億円、差引き約2億円の減少というふうな計算になると思います。ですから、この健全化計画の後ろに示しております約2億円近い減額というのはこれが理由でございます。

それから、指標の表示でございますけれども、これは私どももいろいろと計画書を策定するに当たって他県、他市町のを参考にさせていただきましたけれども、一応5年間というスパンでの計画目標額、これは絶対的に立てる必要があると思います。健全化計画が5年後にはどうなるかと。そういった目標はこの指標の表示の仕方で十分達成できているものと考えております。

○議長（原田）桑原議員。

○6番（桑原）納得できない点があるんですけども、時間の関係で次に進みます。大きな3、土地区画整理事業等についてです。海田町は、駅南口土地区画整理事業について、説明会をはじめ、その機会あるごとに、今日もおっしゃっていただきましたけれども、住民の皆さんの意見を尊重し、意向を反映させて協力して進めていきますとおっしゃっているわけです。それで、今日の質問に対しても、これは6月、9月、今回の12月議会でその後の進捗状況を尋ねても、その都度同じような回答でございます。すなわち、現事業計画の見直し、都市計画や事業計画変更の法的手続き等で県と協議中であるとか、国と県で調整している最中だとかとおっしゃっているわけです。その協議が調い次第説明するはずと回答されて、今年の3月10日以降全く説明会は開かれていませんが、9カ月たっているわけです。窪町の住民は協議の内容はもちろん、いつだれにどういう内容なり問題点を協議しておられるのか一切わかりません。こういう状態では、住民に協力しろとか、意向を反映するから意見・質問を出せと言われても、できない相談だと私は思います。この9カ月間、中間報告的な説明会なり、これに類するようなことを開催されなかったのは何か理由があるんでしょうか。もし協議が調ってから住民に不利なようなことが生じた場合、町は住民の意向を優先して尊重していただけるのかどうか、お尋ねするものでございます。

それから、2番の公共事業の施行順位等の考え方についてお尋ねしているわけですが

れども、中期財政収支見通しの通常ベースと表7の健全化ベースとの比較において、投資的経費は12億6,100万円減額されて、断トツです。今ご回答があったとおり。そういう財政難の折から抑えられていると。これは投資的経費ばかりではございません。ほかの経費についても言えることなんですけれども、例えば投資的経費で申しますと、18、19での改善減額のほぼ倍額が21、22年度の減額幅になっているんです。具体的に申しますと、18FYでは1億5,000万減っています。19FYでは1億7,800万減っているわけです。それが21FYでは3億6,000万、倍になっておるんです。22FYでは3億6,300万。それだけとにかくこの5年間の健全化計画で改善の額が前半よりも後半に倍額ぐらい集中しているわけです。本来ならば、こういう改善計画というのは平均的にやるものなんですよね。それがこんなに後半に倍、ほかの経費についてもやってみられたらわかりませんが、ひどいところは3倍ぐらいになっていますよ。ご覧になって、もう気づいておられる人もあるかと思えますけれども。そういう意味で、私は計画の実施上、順位的なものを考えておられるんじゃないかと思ったんです。全歳入も歳出も皆そうになっていますから、やってみられたらいいと思います。それで、もしそういうことがないなら、何か意図があるんでしょうかということです。

それから、3の3番ですけれども、今、形骸化している先行事業について全く法的、制度的に問題はないのかということなんですけれども、今日、町長の方から、11月1日に事業評価監視委員会が開催されたと。私の不勉強で誠に申し訳ないんですが、今初めて聞いたんです。以前であつたら、すぐこういうものは区画整理ニュースで流しておられたんです。住民の人に知らせる必要があるということで。それが、県の公共事業再評価委員会もあったはずなんだろうけれども、それと一緒に一応流しておられたんです。私の不勉強かどうかかわらんですが、流しておられるんですか。流しておられないとしたら、住民に対してなぜ流されないんですか。まず、それだけお願いします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）今の土地区画整理事業の区域の決定の件につきましては先ほど答弁したとおりでございまして、当初の目的を果たす事業として法的、制度的なことも含めて国や県との協議ができていないから、何カ月たってもできないということは申し上げたとおりでございます。これができ次第いち早く地元の皆さん方にも公表していきたい、こういうふうに考えております。10何年間かかってやったものが即簡単にできるものではないということも十分に理解いただきたい、こういうふうに思っています。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（児玉）土地区画整理事業の再評価委員会についてですが、これは県の事業見直し委員会とかそういうものとはリンクしておりません。町のいわゆる土地区画整理事業の評価委員会ということです。これにつきましては、今、町長が答弁しましたように、県との最終的な答申案を県の方に送って、その回答を待って、その後、済みませんけれども、区画整理ニュースなりで地域の方々にお知らせしていくようにしております。

○議長（原田）行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（西本）財政健全化計画の投資的経費についてですけれども、計画期間に上げております投資的経費につきましては、以前にもご説明申し上げましたとおり、一応5カ年の平均的なシーリングを80%と設定して掲げたものです。このベースになりますのは第3次総合基本計画の後期5カ年、これをベースにしてシーリングをかけたものでございますので、その点のばらつきはあろうかと思えますけれども、その中身については現在集約しておりますので、この数値につきましては今後変更があるものと考えております。見直しをする中で当然変わってくる数値でございます。

○議長（原田）桑原議員。

○6番（桑原）何か納得できないんですけれども。今まで長いことやっていたから、すぐさまそう簡単には結論ができないとおっしゃっているんです。ですけれども、私が言っているのは、3月10日にやって9カ月間何もないということは、何らかの方法で中間報告ぐらいやられたらどうですかと言うんです。協議中だから、協議が調ったらすぐさまやりますよとおっしゃるんだけど、今質問を申し上げたように、協議が調ってから住民に不利なようなことになっておったら、全然知らされていないんですから、わけがわからんまま、住民にとっておもしろくないから、住民の意向を優先して尊重してそれを変えてくれるかねというのはどうですかと質問しているんです。

それと、事業評価委員会の結果とか何とか、今まで3月10日の説明会でも区画整理ニュースですぐ出されたでしょう。11月1日にやったのはどうして出されないの。その質問に対して答えていないじゃないですか。どういう理由ですかというのを。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）今の、結果ができてどうだとかじゃなしに、今から話し合いの場にどういうふうにして持っていったらいいかということがまとまって初めて住民説明会とか地権者に対する説明じゃないかと私は思っておりますし、今の再評価委員会の問題も一応町

の都市計画審議会です。いろいろ評価いただいて、それから県の方へ上申して、それが返ってきて初めてまた皆さんにお示しするというのが順序じゃないかと、こういうふうに思っております。

○議長（原田）桑原議員。

○6番（桑原）時間があるかどうかわかりませんが、同じことの繰り返しで、らちが明かないんです。言っていること、質問に答えていないじゃないですか。じゃ、まず、なぜ区画整理ニュースで知らせないんですかというのを。今まで知らせているのを知らせないじゃないの。今まで9カ月間ほうっておいたのはどうしてなの。我々には何も、町長がだれといつどこに対して協議をしているのかどうかさがさっぱりわからないわけです。それでいて、何かあったときには質問しろとか、意見を言え、尊重してやるからというようなことを言われてもわからんから、今言っているんです。同じように、協議が調っていないんだからしょうがないじゃないかというんじゃないんです。じゃ、協議が調ってから我々の主張を優先してくれるんですかということについては回答がないでしょう。だから、同じことを堂々めぐりで何じゃかんじゃと言っているだけです。

それともう一つ、5年間に前半の改善幅が後半の2年間に倍額増加して改善をやっているというのはどういう理由ですか。これはすぐわかったでしょう。何回も言うように、例えば、それじゃ、人件費を言います。人件費は18FYでは4,200万円、19は8,700万円、それが21では2億500万円ですよ。22じゃ2億8,900万円になっているんです。これは3倍じゃないですか。それは何かあるんですか。大体、合理化とか何とかというときには平均値でいくんです、普通。それはご存じでしょう。だから、それが3倍とか2倍とか後半に回したのは何かお考えがあるんですか、順位が決まっているんじゃないですかということで申し上げているんです。

○議長（原田）行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（西本）今、議員さんご指摘のこれは効果額の推移を指して言われているものだと思いますけれども、この効果額につきましては17年の予算との比較で効果額を出しております。ですから、18年度に効果額1,000万上げれば、これは22年度まで5カ年、5,000万の累計が蓄積されます。ですから、19年度のものも向こう4カ年の効果額が累積されるというふうな計算で、後年になれば当然効果額は膨らんでくるものと考えております。

○議長（原田）理事。

○理事（山本）駅前の区画整理について9カ月、何も住民説明がなかったというご指摘でございます。基本的にはこの事業を進めていくためには皆さんと協議をしながら進めていくわけですが、今回こういう9カ月間というのは、いろんな方向を探っていく中で施策の方策の中身が新たなものがなかったというのが現実でこういう説明会、あるいは住民との協議をしていないというものでございます。また、見直し委員会での諮問・答申につきましてニュースで知らせなかったということですが、若干これまでの区画整理事業の区域等の中の見直しの中の見直し委員会のものですから、あえて今出しますと、まだ確定したものではございませんので、住民の方々に誤解を与えるおそれもあるというふうなことで、ある程度国あるいは県との協議、見通しがつき次第、そうした住民の方々にご説明を申し上げるというつもりでございます。

○議長（原田）桑原議員。

○6番（桑原）時間がないですから、納得しかねる点が多いんですが、本当に。質問と全然かみ合っていないんです。まだ協議中で、はっきりしていないというようなことを盛んにおっしゃるんだけど、住民としては9カ月間も何もなくて、それで協力しろとか何とか言ってもわからんから言っているんです。9カ月間、説明も何もないじゃないですか。中身が全然わかっていないんです。しかも、今おっしゃっていたように、評価委員会なんかも何で、そういう意味で、すぐやればいいじゃないかと思うんです。今こういう状況でやっているよということ。そうしたら、少しは質問とか何かも出て、反映されやすいんじゃないかということです。また後で個別に質問いたしますから。もう時間がありません。

○議長（原田）次に参ります。7番、多田議員。

○7番（多田）7番、多田でございます。大きく2点のことについて質問をいたします。よろしくをお願いします。

まず第1に、地域の防犯について。去年の奈良の事件に続きまして11月22日に起きた矢野西小1年生の殺人事件はあまりにも痛ましく、ご家族の心中を考えますと、痛恨のきわみです。それに続いてまた1週間後に栃木で12月1日に、同じく1年生が被害者となる事件が起きました。事件を受けまして地域やPTAでも取り組みをされたと思いますが、町として今後の方針についてお伺いいたします。

1番、県が「減らそう犯罪」プロジェクトを立ち上げ、また、今年4月には子どもの犯罪被害防止対策プロジェクトチームを立ち上げられて確実に犯罪が減ってきていたの

に、非常に残念なことになってしまいました。町としては、日中の学校週辺パトロール、夜間の町内パトロールを実施されており、ほかの自治体に先駆けてやられたということに敬意を表したいと思います。この事業は来年度も続けていただきたいと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

2番、街灯整備についてですが、本町ではかなり整備されて、他自治体と比べても明るいとは思いますが、やはりまだ暗いところ、また死角があるように感じます。限られた予算の中で効率的に整備する必要があると考えますが、来年度の方針はいかがでしょうか。

安佐南区のまちづくり協議会の取り組みを聞く機会がございましたが、防犯のために一家一灯運動、門灯ですが、進めておられるそうです。本町でも自治会のご協力を得て全町に呼びかけてはいかがでしょうか。また、まちづくり協議会としてセンサーライトを150基購入されて、防犯組合の推薦に応じて希望者、特に暗いところに配付しているとのこと。もちろん電気代はそのつけられたところが負担するわけですが、それによって死角をなくすことが期待されます。これについてはどうお考えになるでしょうか。

3番、各校ともこの事件を受けて登下校の指導はされたとは思いますが、防犯ブザーについてお伺いいたします。来年度も配付する予定はあるのでしょうか。

また、せっかく配付しても、使い方について継続的に指導していく必要があると思います。電池切れ、また故障ということもあるかもしれません。そういう注意もしておかないと、肝心なときに役に立たないことになります。各校を指導していくお考えはあるでしょうか。

自治会に防犯の帽子、ベストを配付されていると思いますが、登下校の際、自宅前でいいので、着て立っていただくだけでいいのですが、残念ながら、余り見かけません。もう1度呼びかけをすべきと考えますが、いかがでしょうか。

これは住吉議員も質問されておられましたが、あいさつ運動のその後についてですが、町全体であいさつ運動を推進しておられますが、最近余り話題になっているようには感じられません。こういう運動は息長く根気よく続けていくことが必要だと思います。先日、中高生の防犯意見発表大会を見る機会がございました。その中でも中高生の皆さんがあいさつの大切さを取り上げた生徒が非常に多かったです。というのは、地域であいさつが浸透している地域で犯罪が減少しているという実績もございます。今後はどのように展開をされていくおつもりか、お伺いします。町長もぶらり訪問等、朝歩かれておられ

ますが、町内を歩かれて、あいさつ運動の成果についてどのような印象をお持ちでしょうか、お伺いいたします。

最後のアスベストの問題につきましては、佐中議員、桑原議員の質問もございましたが、特に学校保育所の保護者について、うちの学校、うちの保育所はどうなんだろうというふうな不安をよく伺います。調査はどこまで進んでおられるのか、これは行政報告にはございましたが、今後できるだけ早く保護者に報告すべきと考えますが、いかがでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）多田議員の質問の１点目の３番につきましては教育委員会から、それ以外につきましては私から答弁いたします。

１点目のパトロール事業につきましては現在、夏休み、冬休みなど休日を除く、月曜日から金曜日の午前８時から午後６時までを教育委員会の事業として、また、月曜日から土曜日までの午後６時から午前０時までの夜間については町の事業として業者委託による防犯パトロールを実施しております。財政状況は依然として厳しいものがございますが、できる限り現状の態勢を維持し、平成18年度も継続して実施していきたいと考えております。

次に、２点目の防犯灯の設置でございますが、自治会やＰＴＡ等からの要望箇所につきましては、その都度現場確認をした上で、町の設置基準に基づき、緊急度や危険度の高いものから順次整備しております。来年度につきましてもこの方針を堅持し、限られた予算の中で優先順位を考慮しながら整備していきたいと考えております。また、町の設置基準に満たない箇所で防犯灯の設置が必要な場所につきましては、街路灯設置補助金制度の活用により、自治会等で設置していただくことにしております。

なお、安佐南区で取り組まれている一家一点灯運動、あるいはセンサーライトの配付につきましては、広島北警察署内に事務局のある「減らそう犯罪安佐南まちづくり協議会」が広島県と広島市からの補助を受け、平成16年度と17年度の２カ年間の事業として実施されているものでございます。防犯の観点から、有効な手段の１つであると思いますので、実施事例について調査・研究を行いたいと考えております。

次の４点目の防犯帽子・ベストの活用でございますが、地域における防犯活動につきましては、自治会活動の一環として日ごろよりお願いしているところでございます。また、このたびの事件発生に際しましては、各自治会に緊急回覧を依頼したところでござ

います。啓発用品の有効的な活用方法も含め、地域での防犯活動への取り組みについては今後も引続き協力をお願いしていきたいと考えております。

次に、5点目のあいさつ運動でございますが、私自身も大切なことと認識しております。今後もいろいろな機会をとらえて、この運動が浸透するよう努めてまいりたいと思っております。

アスベスト対策についての質問でございますが、佐中議員、桑原議員にもお答えしましたとおり、現在、調査結果を待っている状況でございます。結果が出次第、皆さんに公表する予定でございます。

それでは、1点目の3番につきましては教育委員会から答弁をいたしますので、よろしく申し上げます。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）防犯ブザーのことでございますが、来年度も配付の予定でございます。小学校の入学児童すべてに配付する予定にしております。

次に、防犯ブザーの使い方等につきましては、日ごろから各学校とも必要に応じて、電池切れであるとか使用方法などの指導を行ってきております。ブザーが故障したり紛失したりするときは、児童の保護者に対しまして早急に補充するよう指導をしております。今後とも時に応じ、学校への指導を継続してまいります。

○議長（原田）多田議員。

○7番（多田）防犯パトロールにつきましては来年度も継続されるということで、よろしく願いいたしたいと思います。

街灯整備でございますが、このたび、県の方で子どもの犯罪を防ぐプロジェクトチームを立ち上げられまして、その中で街灯整備につきまして暗がり診断というのをやられたらどうかというふうなご提案がございました。町の方で街灯がたくさんついておりますが、切れているところとか、この辺がちょっと危ないんじゃないかというような、そういう暗がり診断というのを年に何回やられているのでしょうか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）この街灯の問題につきましては、日常、地区において私のところへ直接かかってくることもありますし、自治会長さんを通じてその都度要望を受けて、必要などころについてはすぐやっていただいたり、結局電気代の問題が、自治会でお願いしたり個々でお願いすることもあるんですが、その点については常時すぐやるように、町民サ

ービス室の方と取り組んで一緒に対応しております。

○議長（原田）多田議員。

○7番（多田）この安佐南区でやられております一家一灯運動でございますが、これはもちろんまちを明るくして防犯ということもございますが、地域でまちを守ろうという意識を高めていこうというのが根本にあると私は思っております。これはあいさつ運動とも関連するわけですが、センサーライトというのを今でも角とか暗いところに、もちろん電気代はそこの家に負担してもらわなくてはいけないので、大変なんですけど、ただ、そこの家も防犯になると思います。前向きに検討していただけるということなので、ぜひ何か試しにつけてみていただいて、効果を見てまたそれを広げていただく。そんな高いものじゃないので、本当を言えば、買っていただくのが一番なんですけど、とりあえず町の方で何か設置して様子を見るというお考えはございますか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）安佐南区はこの前も私も自治会長研修で会長さんとあわせてそのところへ行ってきました。かなり自主防災で地域を挙げてのそういう取り組みが非常に進んだところとして、いろいろ参考になる意見をしっかり聞いてきたと思います。そういうことも含めて、また、まちに対してどういうことをやるかということに対して防犯組合、自治会連合会ということもあわせてこの件について検討していきたい、こういうふうと考えております。

○議長（原田）多田議員。

○7番（多田）それでは、学校の件でございますが、登下校の指導ということの中で、やっぱり自分は自分で守るという指導を多分されているとは思いますが、その辺についての指導はどのようにされておりますか。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）学校では自分を守るという教科はございませんけれども、総合学習の時間であるとか道徳の時間であるとかいろんな科目の中で、自分の身を守るという気持ちを涵養するような指導は心がけているように学校でもしておるようでございます。

○議長（原田）多田議員。

○7番（多田）登下校の指導につきまして、安全指導は今回の事件を受けても多分されていると思います。不審者を見かけたらすぐ通報するとか、声をかけられてもついていかないというような指導を徹底してしていただきたいと思います。

もう一つ、学校警察連絡協議会というのが多分あると思いますが、この学校警察連絡協議会を何回か開催しなさいというふうな指導が来ておるとありますが、これについては海田町の場合はつくっておられますか。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）この協議会については私の方が関知していませんので、中身についてはよくわかりません。

○議長（原田）多田議員。

○7番（多田）先ほど言いました中高生の意見発表大会につきましても、これは校外教育連盟というのが主催されて海田警察と防犯組合連合会と一緒にやっておられるわけですが、教育委員会が知らないということでした。この学校警察連絡協議会というのも、学校と警察が直接やっておられるのかもわかりませんが、その辺はやっぱり教育委員会として把握をしていただきたいなと思うんですが、いかがですか。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）中身について確認したいと思います。

○議長（原田）多田議員。

○7番（多田）それに関連しまして、町内各団体の連絡協議会、いろんな団体が防犯とか、子どもを守る活動をされておりますが、これの連絡を密にしてやるということで今年度、生活安全推進協議会というのを立ち上げておられますが、今回の事件を受けてこれを開いたんでしょうか。開かれたかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（原田）地域振興課長。

○地域振興課長（臼井）今年立ち上げました生活安全推進協議会につきましては議会前に開く予定でしたが、日程調整がつきませんでした。警察等との調整もつきませんでしたので、議会明けに開催する予定でございます。

○議長（原田）多田議員。

○7番（多田）防犯ブザーにつきまして、来年度も配付していただけるということで、これは大変いいことだと思いますが、来年度入ってくる子どもたちへの説明会が2月にあると思います。これは各学校でやられるわけですが、この説明会において防犯ブザーを配付することはやられると思いますが、自分の子どものことはやっぱり親が守るのが第一だと思います。というのは、幼稚園、保育所の場合は、保護者の方がお仕事をお持ちでも、無理ながら送迎をされておるわけですから、それが、小学校に入ると途端に学校

にお任せというふうな形で、今まで送迎をされてこなかったというのが現実です。昨日まで保育所、幼稚園で保護者が送迎していたのに、小学校に入った途端に、あんた一人で行き帰りしなさいというのはやはりかなり無理があると思います。各家庭でいろんなご事情がありますので、無理にとは言いませんが、来年の新生の説明会のときに、当分は保護者の方で送り迎えをしていただきたいということをお話ししていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）矢野の事件がございまして、今はたちまち暫定的にといいますか、対症的に登下校の道中のいろんなことをしておりますが、これがずっと未来永劫続くとも思えませんし、続けられるということは到底不可能なこととございます。今から将来的にどういうふう子どもたちを守っていくのかというのは、いろんな団体からお知恵をいただいたりしながら、ある程度すべての学校で共通する事項をまとめて、それから後は各学校で地域の実情に合わせたものをその上に積み上げて実施していくようになるかと思います。その準備をしておるんですけれども、たちまち、今おっしゃられたような来年度の入学の説明会のときには、児童・生徒のプロテクトをするための方策であるとか、それぞれが注意しなければいけないこと等を説明するようになると思います。

○議長（原田）多田議員。

○7番（多田）それと、今回、矢野西小の場合はたまたまその日が就学前診断で早く帰ったということで、その日の朝は地域の方がパトロールされたのに、普通だったら3時ごろ帰るのに、12時半に一斉下校をしたと。これはいわゆる空白の時間ですよね。この空白の時間をいかになくすかということが大切というふうに思いますが、そのためには地域の協力が不可欠だと思います。その点で、スクールガードボランティアというのを文部科学省が推進された。これは、主には最初の意図は、校内に入ってくる不審者をガードしようと。校内にいつも大人がいて、校内に不審者が入らないようにすることが一義的な目的だったんですが、今回の事件を受けまして、矢野西小の場合はスクールガードボランティアを見守り隊というふうに名前を変えられて、地域に隊員を募集され、120名の方が応募されたということですが、その中で見守っていこうと。その空白の時間をなくしていこうというふうな努力をされております。その点で、安芸太田市の取り組みがこれは非常におもしろいなと思ったのは、市の広報車7台だったか8台だったかで、その地域の子どもたちが帰る時間を町内で放送して回る。広報車で、何々小学校の低学

年の子が今から帰りますよというのを地域に広報しながら回って、玄関の前に出てくださいというふうな呼びかけをしているそうです。これは非常におもしろいと思ったんですが、こういうふうな取り組み、これができるかどうかは別として、そういう取り組みを今後ずっと続けていかなくても、こういう犯罪を起こす人がなくなることはまずないと思います。これをずっと続けていかないといけないと思います。その安芸太田市の取り組みについてどのようにお考えか、教育長のご意見を。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）登下校の時間を広報車で広報して回るということでございます。一応参考意見としては伺っておきますが、これも、やる意思のある人に登下校の時間を伝えるということにもなりますから、今から十分検討して、できることはすべてやりたいと思います。

○議長（原田）多田議員。

○7番（多田）確かに犯罪を犯す人に今から子どもたちが帰ってくると知らせることにもなりますが、その前に玄関の前に出てくださいというふうな呼びかけをするという、そっちに重きを置いているんです。今回の新聞に載っておりましたように、海田町が不審者情報を一斉に流すようなネットワークをつくられるというふうなことが中国新聞に載っておりましたが、そのネットワークを使ってでも、昨日なんかは特に海田小学校が突然昼までで帰ってきたんです。私は毎朝、海田小学校の校門のところであいさつしているんですが、早く帰ってきたというのを知らなかったんです。子どもが何で昼におるのかなと思って聞いたら、今日は昼までで、水曜日が6時間。水曜日の振り替えで昨日は早かったんだということを言ったんですが、こういった情報を地域の防犯ボランティアの人たちにどうやって流すかというのが今一番難しい問題だろうとは思いますが、その1つの方法として広報車というのも効果があるんじゃないかなと思います。

それと、これは学校とは関係ないんですか、地域安全推進員という方が警察の方からの委嘱で各地域におられますが、自治会にもそのお願いをせにゃいけないのですが、その地域安全推進員の方をお願いをするということ、そのために腕章とかベストとかをその地域安全推進員の方に配付するというお考えはないですか。

○議長（原田）地域振興課長。

○地域振興課長（臼井）地域安全推進員につきましては、先ほど議員さんが言われましたように、海田警察署管内防犯組合連合会の方の委嘱という形になっております。直接町

とのかかわり合いというのではないわけですが、地域全体で子どもたちを見守るという活動の中での取り組みとして、そこらあたりも検討してまいりたいと思っております。

○議長（原田）多田議員。

○7番（多田）地域安全推進員を受けられて、昔で言うと防犯連絡員というのの代わりのようですが、受けられた以上はやっぱりそれだけ関心がある方でございますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

あいさつ運動でございますが、泥棒、空き巣などの犯罪を起こした方にアンケートをとられた結果によると、地域で声をかける、あいさつとか声をかけられたことで、犯罪が非常にやりにくいというふうに出ております。それと同時に、その泥棒が言うには、地域でごみとか雑草とか放置自転車とか落書きとか、そういうのがたくさんある地域は空き巣をやりやすいそうなんです、これもぜひ自治会等にも呼びかけられて、それから、放置自転車については町の方で何カ月かしたら撤去されておりますが、そういったことのケアというんですか、そういうのもぜひやっていただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）あいさつ運動の問題につきましては、地域自治会、また今いろいろご指摘がありましたPTAとか学校の父兄なんかも含めて町内全体でやらにゃいけんことでございまして、それも十分我々も承知しておりますので、ぜひ議員の先生方もひとつしっかりそれに応援してやっていただきたい、こういうふうに思っています。

○議長（原田）多田議員。

○7番（多田）そのあいさつ運動で、町長も率先して大きな声であいさつされておりますが、町の職員も朝、町民の方が役場に来られたときとかそういうときにやっぱり元気に明るい大きな声で「おはようございます」とあいさつをしていただいて、率先してやっていただきたいなと思います。これは要望でございます。

それと、秋葉市長が今日、子どもを守るプロジェクトを立ち上げられたようですが、とにかく行政でできることは何でもするというふうにおっしゃられたそうです。町長もひとつ、行政でできることは何でもするというふうな一言をいただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）これもいろいろ立場とかその状況も判断して的確に考えて対処していきたい、こういうふうに考えております。

○議長（原田）暫時休憩いたします。再開は15時。

~~~~~○~~~~~

午後2時45分 休憩

午後3時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）休憩前に引続き本会議を再開いたします。一般質問を続行いたします。2番、三宅議員。

○2番（三宅）2番、三宅です。3点ほど質問をいたします。

まず、行政改革実施計画について。先ほど来いろいろな方から質問が出ておりますけれども、私は私なりの角度で質問をしたいと思います。まず第1点目、行政改革実施計画について。平成16年8月の住民投票の結果、海田町は単独町政を維持していく方針が決まりました。本年4月の行政改革大綱の中で実施計画では、自主・自立主義、共有・参画・協働、経営資源有効活用の3つの理念に基づいた4つの改革の重点事項の基本的な考え方に沿ったアクションプランを策定しとありました。そして、おかれていた実施計画が9月22日に発表されました。計画の推進過程においては改革の痛みを伴うことも予想されます。そこで、何点か取り上げ、質問いたします。

1点目、給与については国の公務員制度改革の動向を踏まえながらとあるが、給料の見直し、諸手当の見直し、特別職の報酬等の見直しは18年度より実施となっているが、効果額の数値はどうするのでしょうか。

2点目、幸・西浜保育所の指定管理者制度導入は保護者の反対も予想され、早急に検討委員会の設置が必要と考えますが、どのように持っていくのでしょうか。

3点目、外郭団体等の補助金の見直しについては、検討委員会を設置し、公募制を中心とした補助金制度への転換を図るべきだと考えますが、いかがでしょうか。

4点目、普通財産売却の促進は何カ所ぐらいを予定しているのでしょうか。また、売却見通しはどうかのでしょうか。

5点目、財政健全化計画の5年間で財源不足累計額が約6億5,000万円となっており、これを基金繰入金で賄うとなっていますが、実施計画の中で賄ったらどうかと考えますが、どうでしょうか。

6 点目、行政評価システムの導入は一体どのようなものになっていくのでしょうか。

大きな 2 つ目、広島ガステクノとの公害防止協定書について。広島ガステクノの廃棄物処理施設設置に係る申請の許可が11月14日に県からおりております。手続きの中、関係市町村の流れの中で、生活環境保全上の意見として海田町は協定書の締結を出しております。そこで、尋ねます。

1 点目、協定書の締結は県の許可がおりる前にすべきだったと考えますが、どうだったのでしょうか。

2 点目、町単独の協定書ができているようですが、公害防止対策、あるいは公害監視、車両対策などはどう盛り込んでいくのでしょうか。

3 点目、緊急時の対策、あるいは被害の補償、運営協議会、協議事項などはどう盛り込むのでしょうか。

4 点目、協定書の中身は全員協にも図り、確認を受けるべきと考えますが、どうでしょうか。

5 点目、施設工事完成後、もう 1 度営業許可の申請手続きがありますが、一体いつ協定書の締結をするのか。

大きな 3 つ目、個人情報の保護について。本年 4 月より、個人情報保護法が全面施行、町個人情報保護条例が施行されました。しかしながら、保護法の全面施行に伴う過剰反応が相次ぐ一方、保護法では執拗な勧誘電話やダイレクトメールでもとめる措置がとれないことに、国民生活センターなどに不満や苦情が寄せられています。災害時に備えた住民名簿づくりなど、個人情報の有効利用には支障が出る反面、国民の期待が大きい肝心の悪質業者排除には使えない実態が浮かび上がっています。そこで、尋ねます。

1 点目、保護法、町条例が施行されて 8 カ月になりますが、この間、町に苦情や相談が寄せられているのかどうか。

2 点目、電話勧誘やダイレクトメールの送付を停止させるいい方法はないものかどうか。

3 点目、町条例総則の中に「職員または職員であった者は、個人情報の内容を正当な理由なく、他人に知らせたり、自己の利益のためなど利用してはならない」とありますが、現実に漏れていることはないのかどうか。

4 点目、2004年度に全国の市区町村にあった住民基本台帳の閲覧請求のうち62%がダイレクトメール業者など、営業目的の民間事業者によるものだったことが総務省の実態

調査でわかっています。町条例で営業目的の民間事業者の閲覧を禁止してはどうかと思いますが、どうでしょうか。

5点目、営業用の名簿販売業者がいるようですが、業者は一体どこから情報を得ているのかどうか。

以上3点について、よろしくお願いします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）三宅議員の質問に対して答弁をさせていただきます。行政改革実施計画についての質問でございますが、1点目の行政改革の実施計画の中での給料の見直し、諸手当の見直しにつきましては、今議会に提案しておりますが、職員の給料や手当について年功型から能力型への移行に加え、給料表が大幅に変わり、平均4.8%の引き下げになりますが、激変緩和のための経過措置が設けられており、実質的な効果といえ、定期的な昇給がなくなるので、その額は年間約700万円程度でございます。特別職の報酬等の見直しでございますが、今議会終了後、年内に報酬等審議会を開く予定にしております。議員の皆さんや町長等の報酬などについて、平成7年以降からの状況を含め、職員の給与の支給状況を考慮し、審議をしていただく予定にしております。この結果、改正すべき内容があれば、3月定例議会において対応していきたいと考えております。

2点目の保育所の指定管理者制度導入に際しての検討委員会の設置につきましては、保育所への指定管理者制度の導入は、行革大綱の実施計画で告示しましたとおり、平成20年度、21年度を予定しております。この制度の導入につきましては、既に同制度を保育所に導入している先進地等の状況を調査・研究し、保護者の方が不安を抱かないよう、話し合いを持ちながら進めていきたいと考えております。

3点目の、外郭団体等への補助金交付を公募制を中心とした制度に転換してはどうかとの質問でございますが、他の自治体を見ますと、千葉県市川市のように個人市民税額の1%相当額を支援する市民活動団体支援制度として基金を設置し、公募審査会を経て各種団体への支援を決定している例もございます。このような制度は、住民との共有・参画・協働という面から考えますと、将来的には検討する価値のあるものと思いますが、現在のところは、現行の補助金制度のもとで各種団体等が自主的に活動できるよう働きかけながら、補助金の適正かつ効果的運用を図っていきたいと考えております。

普通財産売却につきましては、売却予定は全部で6カ所でございます。売却の見通しでございますが、今年度、新町地内の桜ヶ丘の代替用地など3カ所の売却を進めており、

平成18年度には大立町地内の普通財産等2カ所を売却する予定にしております。

財政健全化計画による財源不足額を行政改革の実施計画で賄ってはどうかということでございますが、財政健全化計画は実現可能な行政経費の削減策を計上した行政改革の実施計画をもとに策定したものであり、これらによってもなお財源不足を生じるというものでございますので、ご理解いただきたいと思います。

行政評価システムの導入でございますが、行政評価とは「行政機関の活動を何らかの統一的な視点と手段によって客観的に評価し、その評価結果を行政運営に反映させること」と定義されております。本町におきましては、実施計画にお示ししたとおり、平成19年度からの導入を予定しております。導入に当たっては、その実効性を確保するために、目的自体の明確化から始まり、検討すべき様々な課題がございますので、現在、導入に向けての研究を行っているところでございます。

続きまして、広島ガステクノとの公害防止協定についての質問でございますが、1点目につきましては、11月14日に廃棄物処理施設設置を県が許可しております。町といたしましては、許可に当たり、県に意見書を提出しております。

2点目、3点目の、公害防止対策、公害監視、車両対策、緊急時の対策、被害の補償等につきましては、それぞれの事項を協定書に盛り込むこととしております。

4点目の協定書については、町議会と相談しながら必要に応じて説明させていただきたいと考えております。

5点目の産業廃棄物処分場の許可申請につきましては、平成18年3月ごろと聞いておりますが、協定書締結の時期は議会終了後、細部の詰めを行い、早い時期に締結したいと考えております。

個人情報の保護についての質問でございますが、1点目の、法律及び条例の施行後、電話勧誘やダイレクトメールの苦情や相談はございません。

2点目の電話勧誘やダイレクトメールを停止させる方法はないかとのことでございますが、情報化社会と言われる中、企業などが既に保有している顧客情報や個人情報は営業活動として適法に利用されており、これを制限することはできないと考えております。

職員または職員であった者による個人情報の漏えいにつきましては、これまでは起きておりません。職員や職員であった者の守秘義務につきましては地方公務員法にも規定されておりますが、個人情報保護条例では、この個人情報の漏えいにつきましては地方公務員法よりも重い罰則が科せられ、情報の漏えいを抑止しているところであります。

次に、住民基本台帳の閲覧請求についてでございますが、現在、総務省で住民基本台帳の閲覧制度等のあり方について抜本的な見直しを行うための改正法案の準備を進めておられます。その内容は、何人でも閲覧を請求できるという現行の閲覧制度を廃止し、国及び地方公共団体、公共性の高い正当な理由を持つ者のみ閲覧請求できるものでございます。法改正までの住民基本台帳の閲覧につきましては、引続き慎重に対応してまいります。

5点目の、業者はどこから個人情報を得るのかという質問でございますが、町としてはわかっておりません。以上でございます。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）再質問をさせていただきます。1点目の行政改革実施計画、給与のところなんですけれども、新聞等で盛んに今、行政改革とかいろいろ出ておりまして、私も9月、10月、11月等、注意して見ておりまして、ここに書いてあります国の公務員制度改革、人員そのものの削減とかというのも出ておりますけれども、公務員制度改革の新給与制度のダウンですか、そういうのがはっきり、5%か、載っておったような気がするんですが、出ましたか。出ておりますね。

○議長（原田）総務課長。

○総務課長（窪地）国の給与制度改革の中で人事院勧告につきましては8月15日に出されて、町長の答弁の中でもございましたように、平均で4.8%引き下げる内容の勧告となっております。ただし、これにつきましては激変緩和措置といいますか、給料がかなり下がるということから、経過措置が設けられておりまして、今現在の給料を保障していきながら徐々に移行していくというふうにされております。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）それで、実施計画の中では給料の見直しは18年度ですぐということになっておるわけなんですけれども、4.8%の引き下げで約5%で、今の町長の答弁では年間700万。もっと効果が出るような気がするんですけれども、やっぱり700万ぐらいの効果になるんでしょうか。

○議長（原田）総務課長。

○総務課長（窪地）この700万円程度につきましては、先ほど言いましたように、激変緩和措置、いわゆる4.8%いきなり下げるのではなくて、徐々に引き下げる方向の中で検討されているものでございますから、当面出てまいりますのは、新給料制度に移行する

までの間は現在の給料は保障されますが、これまであったような定期的な昇給は給料が追いつくまでの間はございませんので、それに対するものが700万円程度。この内訳につきましては、従来からの昇給を続けていけば、それにかかわる原資が約900万円程度必要となりますが、新制度移行に伴いまして移行できるのは全職員の約4分の1程度でございまして、この4分の1の者に対する昇給の金額が約200万円程度になりますので、その差額分が効果として出てまいるというふうに考えております。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）それで、いろんな事例を見ますと、給料の見直しのところでいろいろあるんですね。昇給・昇格運用の見直しとか、55歳の昇給停止制度とか、通勤手当、特殊勤務手当とか、期末勤勉手当とか、いろいろやっているところは項目もたくさんの分野でやっておるということで、あと諸手当があるんですけども、どこまでの範囲で手当なんかは見直しを予定されておりますか。

○議長（原田）総務課長。

○総務課長（窪地）国の人事院勧告の中におきましては、国の制度に基づくものでございまして、いろんな要素が加味されておりますが、その中で本町に限って対応していく部分のみを改正する予定としておりますので、今の予定といたしましては、給料制度の移行、それから地域手当、これは調整手当に代わるものでございますが、これの新設、それから期末勤勉手当の配分の見直しと勤勉手当の上昇、0.05月だと思いますけれども、これらの改正、それから、国の方ではその他管理職手当なんかの改正もございますが、本町はこれを見送っております。必要なところのみの最小限の改正にとどめておるところでございます。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）効果額の方でまだ6億何ぽか不足しているというので、退職者の数の削減がなかなか思い切ってできないということで、私は、給与の見直しとか諸手当の見直しとか特別職の報酬などを見直しで、ここに入っていないんですけども、ここでもかなりの金額が出てくるかなとも思ったんですが、今の話では年間700万ですか、そういうところを見ると、全体から見たらこの辺も広島市とか厳しいところは3%、5%とか、特別職なんかは10%、15%とか、かなり率が高いところもあるんですけども、ここは人員削減の方は思い切って定年退職とかはできないと思うんですが、給与の方はもう少し効果額を出したらどうかということを考えておったんですけども、その辺はどうでし

ようか。

○議長（原田）理事。

○理事（山本）職員の給料につきましては、基本的には国の人事院勧告に基づいた改定をこれまで実施してきましたし、今後もそれに準じた改定を実施していくというふうに考えております。今回の効果額700万といいますのは、国のこの人事院勧告に基づいた抑制分が700万ということでございまして、今後これ以外に特別勤務手当というのを町独自で設けておる部分がありますが、こうした部分の見直し、あるいは職員減に伴う人件費の減分はこれ以外に出てくるというものでございます。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）次に、保育所の方ですけれども、保育所の民営化が全国的に進んでおります。それで、平成20年度から幸保育所と、21年度は西浜の保育所ということで、効果額も出ておりますけれども、これから、保育士の正式な職員の方もいらっしゃるし、臨時の職員の方もいらっしゃるし、保護者の方もいらっしゃるわけなんですけれども、やっぱり委員会とか、順序を立てて説明をしていかなければ、広島市でもこの前、福祉課の方に保護者の方が来ているということがありましたので、拾い上げておるんですけれども、保育所の現場、組合とかそういうところに方針をいつ伝えていくのか、それから、保護者会の役員とか、そういう保護者の事前説明なんかはいつごろからやられるのか、その辺から伺います。予定されておりますか。

○議長（原田）福祉保健部長。

○福祉保健部長（上條）保育所の現場につきましては、行革の実施計画等はまだ既に保育所職員は知っております。そういうことで、いつ指定管理が導入されるかという予定というものは職員は知っております。それから、実施計画の検討委員会ですか、保護者に対してのそういう説明とか何とかというのは、とりあえずはもう少し時間がありますので、先進地がいろいろたくさんありますから、そちらの方を研究していきたい。それから後、それぞれ不安のないような移行の方法をとっていくということを考えております。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）幸の方に行ってお話を聞いたりしたんですけれども、どういったものかもまだ幸の所長、先生ですね、そういったものもあれですし、広島の大町ですか、あそこで事例がということで話をしたんですけれども、県内は尾道とか府中とか庄原とか、先進地がありますので、よく視察をして、どういったものであるかもどんどん説明をし

ていつていただきたいと思うんです。一番のあれは、やっぱり保育所の場合は非常に神経をとがらすというか、気を使うので、人の子が直接いるわけなので、安全という面が一番心配ですし、それから、全体的に見て安かろう悪かろう、これがやっぱり恐ろしいので、事故が起きたとか。始末できても内容は充実している、そういうぐあいにいつていただきたいと思うんですけれども、実際にまだ少し先なんですけれども、どういつた感じになるかを想定されておりますか。

○議長（原田）福祉保健部長。

○福祉保健部長（上條）どういつた感じというより、今までも海田町内には私立の保育所もあります。その私立の保育所が公立の保育所に比べて劣っておるというような認識はありませんし、十分やつていただいておりますので、今後、指定管理が導入されまして公立の保育所が民間へ移った場合でも十分やつていただけると考えております。保育所につきましては、保育所の最低基準、それから、厚生労働省が保育の質について指針を設けておりますので、それでやつていければ当然、町内の保育所それぞれ特色は出しながら最低の質は、最低といいますか、質については同じ程度のもので運営できる、そのように考えております。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）いろいろ取り寄せたりして勉強しているんですけれども、保育所の場合は児童福祉法か、それに基づいて運営されておりますので、民営化されても、大きくということはないと思うんですけれども、現在のを民営化されても保育内容が大きく変わることがないかどうか、あるいは、民営化しても町の方で指導監督とかそういうものはできるのかどうか、その辺ももう1度聞いておきたいと思います。

○議長（原田）福祉保健部長。

○福祉保健部長（上條）当然町の方で指導できます。保育所については保育指針に基づいてやつておりますし、今までできなかった休日保育とか延長保育とか、そういうものも民間に移れば手を挙げられる方も当然おられますし、今よりはサービスが充実するのではないかと考えております。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）次に、補助金のことを上げたんですけれども、途中の会議でも言いましたけれども、補助金を今、年間いろんな項目があつて、たくさん本当に補助金の項目が、これは17年度のあれですけれども、ありますけれども、どこも3%とか5%とかそういう

う形で削減をしておるんですけれども、いろいろ資料を見てみますと、なかなか従来の補助金の見直しでは思い切った改革が進まないということで、昨今は補助金の公募等を市民審査という形でやってきておるということで、施設というものとか、要るものものはつきりあるんですけれども、公募制にして一からというものもありますので、少し時間はかかっても、やっぱり公募制という形で補助金をといることを考えると、もっともっと削減額が大きくなってくとも思うんですけれども、そのあたりはどうでしょうか。

○議長（原田）参事。

○参事（行政改革推進担当）（富田）補助金のご質問です。確かにご提案の趣旨も十分わかります。先ほど町長の答弁で市川市のような例も申し上げましたけれども、ほかには関東の方で別の様な例もございます。ただ、今おっしゃる様に、すぐにはなかなか取り組みにくいところもございますので、いずれにしても、市民参画あるいは市民活動を主体的に行う発意としての補助金の有効性というふうなことも考慮してこれから考えていく必要があると思います。千葉県あたりの市を見ましても、市民活動の自立を目指した第三者機関による審査と公募制というのを採用しているところもございます。こういうふうなことも参考にしながら現在、長い間、補助団体として活動してこられておるという実態もございますので、なかなかすぐに切りかえていくというのも難しいかと思っておりますけれども、いずれにしても、ご提案として受けとめさせていただいて、市民参画あるいは市民活動の自立という面からそういうふうな工夫を検討していく必要があろうかというふうに考えております。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）この補助金の問題は、商工会とかいろいろあるんですけれども、流れに乗っている団体はいいんですけれども、結局、最近ボランティアとかいろいろ熱心にやっても全然相手にされないような団体もあるんですよ。そういった面で、新しくても、内容が充実して、いい活動をするんだったら、やっぱり真摯に見きわめて、そういうところにも出してやるということで。今、流れに沿ってあるところはいいと思うんです。ルートができておるというか、そういうことで。だから、最近出てきても、地道に信頼が置けるし、やっているところにも出してやりたいというか、出したらと思うので、そういう新しいところにも門戸を開いてやるというか、そういう面はどうですか。

○議長（原田）参事。

○参事（行政改革推進担当）（富田）先ほど申し上げましたように、1つのご提案、課題

として受けとめさせていただきたいというふうに思います。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）それで、普通財産の売却の方ですけれども、実際この前も朝起きましたらこれが入っておりましたので、またいい値段で早く売れるといいなと思ったんですけれども、春先か、町有地の売り払いのお知らせが入っておりまして、全部で6カ所あるということで、今年度が3カ所で、新町なんかは2度目に載っていますし、だから、今年度3カ所のところは1カ所売れて、まだ2カ所残って、それで金額がどれぐらいになるか、その辺も聞いてみたいです。

○議長（原田）監理課長。

○監理課長（久保）ただいまご指摘でございました3カ所につきましては、パンフレットに載っておりますように、一般競争入札に付すもの、これが新町桜ヶ丘の1件、三迫団地の方に公園予定地としてありました土地が1件、それと、昭和町にもとの安芸プラスチック跡地でございますが、この1件は通行権を有した関係者がたくさんございますので、今、随契で売却についての協議・交渉を行っているところでございます。一応予定といたしましては、3件合わせまして5,200万程度でございます。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）それから、5番目ですけれども、財政の健全化計画の5年間でということで一応基金繰入れでと。最後の6億5,000万ですね。今、基金が10億少し、12億か13億ですか。基金の方はやっぱりいざというときに10億以上ちょっとぐらいは要るんじゃないかと思うんです。終わったときにこの6億5,000万を入れますと、基金が6億か7億ですか、それぐらいになってしまったらかなり厳しくなってくるというので、まだ数値が入っていないところも大分ありますので、この実施計画の140項目の中で何とか6億5,000万も効果額を出して中で賄ったらどうかと思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（原田）行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（西本）最終的な財源不足額6億5,000万の補充でございますけれども、これは先ほど町長が答弁しましたように、大幅な改革事項をもってして最終的に6億5,000万というふうなことで、先ほども触れましたけれども、18億の中には検討項目に上げております事項の見込み数値もある程度含んでおります。ですから、先ほど言いましたように、これから実施計画を100%実施して、これがすべてではございませんので、これからも努力して、できるだけ経費を削減できるような取り組みをしてまいりたい

いというふうに考えております。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）それから、行政評価システムのところなんですけれども、パンフとかいろいろで内部の評価と外部の評価と2通りあるように、内部評価のサイドはどういった感じでして、外部の評価の方はどういった感じで持っていく。特に外部の評価に関しては住民の満足度という大きなあれがあるので、これからまだ時間がかかると思うんですけれども、内部の評価、外部の評価、どういうぐあいのものを想定されておりますか。

○議長（原田）参事。

○参事（行政改革推進担当）（富田）行政評価でございますが、19年度実施ということで、今、資料等を収集しながら、18年度中に実施に向けて具体の検討に入っていくということになります。おっしゃったように、内部評価、外部評価、それから、一般的には政策評価あるいは施策評価、事務事業評価、こういうふうな分類で分けて取り組んでいるところが多いようでございます。一応実施計画にもお示ししておりますけれども、現段階での行政評価集を事務事業評価を主体にというふうな表示を出しております。内部・外部評価そのものを取り入れるかどうかというのはまだ検討熟度を増しておりますので、これからそこらも含めてどうしていくかということになると思うんですが、これまでの我々の方の資料収集とか先進地等の勉強、一応集約をある程度したところでは、今おっしゃったように、市民満足度をどうするかという視点が非常に重要であるというふうに考えます。それから、わかりやすく透明性の高い評価システム、それと、継続性のある評価システムというものがございます。実はその先進地の中でも、例えば改革シートというのを出して、一つ一つの事業を改革シートの中の項目を全部埋めながら策定をしていった上で評点をつけて評価をしていくというふうな、雑駁に言えばそういうことになるんですが、それがあまりにも複雑過ぎて、結局エネルギーをそれに消耗し過ぎて疲れてしまうというふうなところもございました。その辺のところも含めて、海田町として取り組んで、継続性のある長期的視点に立った評価システムというのをこれから見きわめてまいりたいというふうに考えておりますので、またそれを19年度に具体的に持っていきたい。それから、事業別につきましては、準備段階として17年度から事業別予算を財政の方も努力されて編成しておりますので、それは第1歩の準備段階であるというふうな受けとめ方をしています。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）夏前というか、行政評価の方も資料を集めたりしたんですけれども、大分時間がたちましてぼやけてきたような感じがあるんですけれども、私が一番期待しているのは、内部だけの評価じゃなくて、やっぱり住民に合わせた満足度ということから、住民共同による外部評価、これも何とかこういう形になるように、最初からできませんかもしれませんが、満足度ということで、住民の方と共同という形、極力そういうシフトをとっていただきたいと思います。そこを一番、住民の方々と共同によるというところを期待していますので、もう1回その辺を、ぜひとっていただきたい。

○議長（原田）参事。

○参事（行政改革推進担当）（富田）これから十分検討をさせていただきます。ただ、市民の満足度、確かに言葉として非常にわかるし、概念としてわかるんですが、市民の満足度というのをどう取り扱うかというのは非常に実は極めて難しい。片方の人にとっては満足かもわからんけれども、片方にとっては不満足ということが各施策によって随分違って来る。そこを一律に形として評価システムにどうあらわしていくのかというのは実は、はっきり申し上げて、非常に難しいなというのが実感でございますけれども、ご意見の趣旨を理解しながら検討していくというふうになろうと思います。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）時間もたってまいりますので、先に急ぎます。2番目に行きます。ガステクノとの公害防止協定書についてということで、私も電話で聞いたりしてから、どうかと思っていたんですけれども、手続きが始まってあっという間に許可が11月14日におりてしまったということで、もう少し時間をとってという気もあつたんですが、10日の建物の審査があつて、14日には地域事務所の方でおりていたので、それで、やっぱり協定書の締結はちょうどこれがおける前の方が、これから後もありますけれども、テクノの方も自分でつくったサンプルを届けておりますので、14日の前に協定書を締結するのがタイミング的にはよかったんじゃないかと思うんですが、そのあたりはどう思われますか。

○議長（原田）保健センター所長。

○保健センター所長（木原晴彦）協定書の時期ということですが、実際には協定書を締結する時間は許可には全く関係がないという見解でございますので。ただ、当初から、計画のご相談があつたときから、公害防止協定は締結するよと。そして、大体こういう縛りをつけながらやっていきますよというのは県にももちろん広ガスにも申し伝え

ておりましたので、県の方も、許可に当たっては地元町と公害防止に係る協定を締結するなど、地元町とうまくやっていきなさいというのを附帯条件につけて許可を与えておるという状況でございますので、その時期的な問題は、できた後につくるということではございませんので、できるまでには早目に皆さんとご相談しながら締結をしていきたいというふうに考えております。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）今の町長の方の答弁で、議会の終了後か早いときにということが出ましたので。それと、その前に、テクノの方で協定書を自分の方で持ってきてから、ちょっと手ぬるいということで、ここは今、市のあれをサンプルにもらってきているんですけれども、町独自の防止協定書はもうできていますね。どうですか。

○議長（原田）保健センター所長。

○保健センター所長（木原晴彦）一部まだ文言的に整理をしたいところがあるんですが、ほぼ8割方というか、8割方というのもどうでしょうか、ほぼ原形はできております。ただ、もう少しもんで整理をつけたい、言葉を強めたいというところが若干あるなという感じがしています。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）もう大体できているというぐあいに聞いていたんですけれどもね。それで、大事なところは緊急時の対策というようなところで、何かあったときに操業の一時停止とかそういうような文言は盛り込んでありますかどうか。

○議長（原田）保健センター所長。

○保健センター所長（木原晴彦）一般的な公害防止協定ということになりますと、操業停止とかということは必ず入れておかないといけない事項というふうに考えています。ですから、項目で上げて、条文を上げて操業停止、緊急時の対策というのは入れるようにしております。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）それともう一つ言いたいんですけれども、もし何か周辺住民に被害とか危害があった場合に補償とかそういうような文言も入っておりますか、どうですか。

○議長（原田）保健センター所長。

○保健センター所長（木原晴彦）もちろんこれにつきましても、語句を入れるのが当たり前と言うとおかしいですけれども、自然ということですので、損害の補償、また苦情へ

の対応というような項目で入れさせていただいております。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）じゃ、これからスケジュール、議会が終わりまして全協でもあれして、それで、建物の工事自体は都度、通ったときに寄ってみているんですけども、まだ始まっていないみたいだったので、12月中でも地鎮祭とか何かがあって、もうすぐ工事が始まってくると思うので、約半年後には建物ができて、また、営業の許可の申請をして本営業ということになりますので。だから、協定書自体は、終わってそういうものを見せていただいて、時期は設備ができる前というか、先ほどの答弁では早目ということだったんですが、どれぐらいですか。

○議長（原田）保健センター所長。

○保健センター所長（木原晴彦）来週中に保健センターの方へ担当者が来るように呼んでおりますので、そこで若干細部にわたって協議を詰めさせていただいて、また町長等と協議をして、議会の方にはその整理がついてからまたご意見をいただく機会を設けたいというふうに考えています。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）次に、個人情報の方に参りますけれども、どうも個人情報が町条例の方も4月で条例が出まして施行されたんですけども、まず一番のあれは、最初にもう4月に自治会連合会の総会のときに火を噴いたというか、そういうことがあったんです。それで、自治会の連合会の方が秋口ですか、敬老の関係で75歳以上か、年齢を上げたいというところで、よし、だめということで、出せないということで、あのときに1回火を噴いてということで、この前も了解ということで地域振興の方から電話がありまして、それで、1人ずつ自治会長の確認を、了解をとっているというようなことで、これは4月以降でも自治会とか、厚意と慈善で使うのに不自由を感じているということはあるんじゃないかと思うので、その辺のあれはやっぱり出せない、自治会でも一切情報は出せないという、今そういうスタンスですか。

○議長（原田）総務課長。

○総務課長（窪地）自治会名簿に関する事項でございますが、自治会名簿を提供してほしいという中で、各自治会の方の意向をお尋ねさせていただきました。その結果、中には公表してほしくないと言われる自治会長もいらっしゃいましたので、それを踏まえて自治会の全員の名簿についてはお出しできないというふうにさせていただいたものでござ

います。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）それで、1番のあれで、新聞記事のトップにも出ているんですけども、皆さん社会問題化というように思います。家でも事務所でも、全然知らないのにひょっこり、家でも長い間には教材とか家庭教師とか教育関係でいっぱい電話が入るし、事務所でも先物とかそのほか、なれなれしく電話してくる。電話するということは、面識が生じてから、名刺交換でもしてから電話するものだと言うてよく怒るんです。わしらの若いころには飛び込みをして、名刺交換や面識がないのに電話することは、とてもじゃないが、するような時代ではなかったもので、ということから見たら、本当になれなれしく朝に昼に夜にかかってくるということで、特に家におりましたら、教材関係、子どもの関係でよく電話してくるんです。「何で知っておるんや、あんたは」と言うんですけども、正確なことは答えん。よくよく問い詰めると、名簿を売ってもらったとか、そういうようなことを言う。そういうことになると、子どもを小学校、中学校で、先ほども出していましたように、中からPTAか……。PTAも、私も上の子どものときに途中から、住所とか電話を書いたものは全部くれなくなりましたから。だから、どこから出ているのか。一番のあれは、どうも学校なら学校関係で集めて名簿をつくる業者がおって、それを塾とか何とか、家庭教師でもが買って、それで電話をしよるということで、刻々と生徒のあれは卒業したりして変化しておるわけなので、どこかから漏れておるんじゃないかということなので、今の道德とか倫理がでたらめじゃないかと思うんです。私らのころはまだ本当に、さっき言いましたように、はっきり面識があってからでないと、とても、知らない人に電話をするというのはおっくうで、しなかったものなんです。が、本当に倫理というか、乱れていると思うんです。だから、町条例の総則にもあるんですけども、漏らせば厳しい罰則なので、どうも子どものあれなんかはどこかやっぱり町内のあれから漏れておるような気がするんですけども、もう1度、漏れとかということはないですか。

○議長（原田）総務課長。

○総務課長（窪地）今回、個人情報保護法につきましては、情報をたくさん扱う企業、それから地方公共団体、国に独立行政法人も含めますが、これに情報の適正な管理を求めた内容でございまして、個人個人が持っておられる情報の利用についての制限は設けておりません。その中で、町といたしましては、町が保有する情報については適正な

管理をしていこうという趣旨で条例を設けさせていただいたものでございます。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）11月27日の新聞ですけれども、どうも個人情報の保護法がうまくかみ合っていないと。プライバシーと個人情報の定義が混同されているという記事が載っておりまして、そのとおりで、個人情報はうまく使えば役に立つと思うので、プライバシーというのはプライバシーですからあれなので、それで、個人情報の保護とプライバシーのその境のあたりをどういうぐあいにとらえていますか。

○議長（原田）総務部長。

○総務部長（因幡）非常に微妙な問題だと思っております。今、ご存じのように、この法律ができましたのは、あまりにも悪事が多発したということからこういう法律ができたわけですが、今その整理がされていると思います。これを見守っていきたいというふうに考えております。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）終わります。

○議長（原田）次に参ります。西田議員。

○4番（西田）4番、西田です。3点ほどお尋ねいたします。

1点目、海田市駅のバリアフリー化についてお尋ねいたします。海田市駅のバリアフリー化について、6月、9月の定例議会で質問をいたしました。福祉厚生委員として7月28、29日にバリアフリーを含めたユニバーサルデザインに関して県外研修で得たことや、8月9日の中国運輸局鉄道部において鉄道駅等バリアフリー化補助制度の概要や海田市駅エレベーター設置の早期実現のための具体的手法を調査・研究したことは、今までの議会質問で説明したところであります。その後、10月18日に、実施主体のJR西日本広島支社において海田市駅バリアフリー化について調査・研究をしてきました。一方、町としても議会答弁を踏まえ、前向きに検討されている中、JR西日本との話し合いをされていると聞いております。今までの経緯を踏まえる中、海田市駅バリアフリー化の実現に向けてJR西日本との協議を早々に始めてはどうか。

また、町としてできる具体的なバリアフリー化はどのようなものを考えられているのか、お尋ねいたします。

次に2点目、行政改革とその実施計画について。行政改革大綱の実施計画と海田町財政健全化計画が示され、第3次総合基本計画の後期5カ年が見直される来年の実施計画

が考えられているところだと思います。三位一体の流れを受け、大きな転換期を迎え、従来の考え方だけでは解決し得ない問題が多々あると考えます。このような中、今回の行政改革の趣旨には、計画を具体的に示し、数値目標または効果額を掲げ、効果や成果を明確にし、実効性あるものとなっています。このようなことを踏まえて次の点を質問いたします。

1 点目、この改革の中、公共施設の保守計画はどのような形で含まれているのか。また、投資の効果を上げるには、施設を長く利用できるよう保守計画を立て、それを遵守することも重要と考えられるが、投資効果を上げるための維持管理の考え方はどのようなになっているのか、お尋ねいたします。

2 点目、行政改革の実施計画における人事に関する計画はどのようなになっているのか。また、人事計画と財政健全化計画の整合性はとれているのか。

3 点目、行政改革の中、指定管理者制度の導入が計画されているが、導入による財政の高効率化とサービスの充実を図るための基本的な考え方はどのようなになっているのか、お尋ねいたします。

大きく 3 点目、環境対策についてお尋ねします。2004 年 6 月 2 日に環境基本法が法制化されました。この法の第 7 条に、地方公共団体は地域の条件に応じた施策を策定し、実施する責務があるとされています。このことを受けて次の質問をいたします。

1 点目、環境基本法に基づく基本計画や脱温暖化計画などを策定するための調査・研究が必要と考えられますが、どのように進められていますか。

2 点目、具体的な環境対策のモデルとして、街路に花壇や街路樹を植えることは、二酸化炭素の削減や、散水することにより温暖化の対策にもなり、環境美化も促進されることが考えられますが、このようなモデル事業の考え方はどのようなになっていますか、お尋ねいたします。

3 点目、2 のモデル事業には住民のかかわりが必要で、道の里親制度などの導入を図ってはどうか。さらに、かかわっていただくため、世話をされた方への地域通貨を発券するとともに、その通貨を活用することで地域経済の活性化を図るなど、相乗的な効果がねらえる環境対策ビジネスモデルを具体的に考えられていますか。

以上の 3 点をお尋ねいたします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）西田議員の質問に対して答弁をさせていただきますが、海田市駅のバリア

フリー化についてでございますが、各議員にお答えしましたように、計画案がまとまり次第、ＪＲ西日本と協議をすることとしております。

次に、町として具体的なバリアフリー化はどのようなことを考えているかということでございますが、今回の検討業務の中でも海田市駅周辺のバリアフリー化についても検討することとしていますので、その結果を踏まえて対応していきたいと考えております。

行政改革とその実施計画でございますが、まず、１点目の公共施設の保守計画及び維持管理につきましては、公共施設の保守計画というものについて行政改革の実施計画には具体的に表現しているものはございません。今後も公共施設の保守、維持管理につきましては、時期を失して多大な修繕費用を要することとならないよう留意して、定期的な点検等を行いながら施設管理に当たってまいります。

２点目の、人事に関する計画と財政健全化計画との関係についての質問でございますが、人事に関する計画は、行政改革の実施計画の中では退職者数に対する補充調整という改革項目とし、内容につきましては職員採用計画をお示したところでございます。また、行政改革実施計画をもとに財政健全化計画を策定しましたので、人事計画と財政健全化計画との整合性はとれておられます。

次に、指定管理者制度導入に当たり、効率化とサービスの充実のための基本的な考え方につきましては、指定管理者制度導入に当たっての基本的な考え方には、１、公共性、公益性の確保、２、住民サービスの向上、３、効率性の向上、３つの柱がございます。これらを踏まえながら、各施設のサービス水準の維持向上、高率化を図る方策を具体的に検討することとしております。

環境対策についての質問でございますが、環境基本計画、脱温暖化計画につきましては、環境基本法及び地球温暖化対策推進法では、地方公共団体は国の施策に準じた施策、地域の自然的・社会的条件に応じた施策を策定するよう求められています。海田町ではどちらの計画も未策定ですが、町民、事業所、行政が一体となって策定できるよう検討したいと考えております。

次の環境対策のモデル事業についてでございますが、道路の植栽につきましては、歩道幅員の広い都市計画街路につきましては、道路設計時に植樹帯を設け、計画的な植栽を行っておりますが、都市計画街路以外の道路につきましては、歩道を設置している道路が少ないことに加え、歩道幅員が狭いため、歩行者の安全確保の点から、街路樹の植栽は難しいものと考えております。

3点目の道路の里親制度の導入につきましては、平成17年度にテストケースとして海田市駅前花壇の維持管理をボランティア団体の方をお願いしており、引続き進めてまいりたいと考えております。また、県道矢野海田線沿いの一部について道路里親制度を導入しているところがございます。地域通貨の導入については、その手法について研究する必要があると思いますが、今のところ、考えておりません。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）それでは、再質問をさせていただきます。まず、1点目の海田市駅バリアフリー化についてなんですが、これは今までずっと質問を重ねてまいりまして、町の方も前向きに検討するという方向で進んでいると思います。重要なポイントが、早く実施しないといけないというのが大前提だと思うんです。これは、今回は実際には高架事業で計画されている中、それをあえて早く実施したいという要望が出てきていると。そのためにはそれを確実に裏づける必要があると思います。行政改革の報告の中にもありましたように、J Rとの交渉を前向きにするというふうになっておりますし、先ほどのJ R高架事業の質問の中にも連立立交がおくれぎみであるというような答弁がなされたと思うんです。そういったものを踏まえたときに、やっぱりこの計画を早くJ Rとの協議の場へ持っていく必要があると思うんです。先ほど来、協議するというふうに言われているんですが、全然時限を切っていないんですよ。だから、協議をいつごろまでにして、それを実際に実施するのはいつごろであるか、ここら辺の考え方をお尋ねします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）先ほども申しましたように、J Rとの協議が、今までは課長どまりでほとんどとまっていた経緯が今回はっきりわかった。そのために、中国運輸局長さんの仲介のもとに初めて、支社長さんかわられましたが、今までほとんど次長さんまでしか話が行っていなかったという原因があったということで、今回、中国運輸局長さんに仲をとっていただいて、支社長さんと会わせてもらって、そういう形でひとつ1歩も2歩も前進して、支社長さんの方から担当の課長に、協議はこの2人で今からやってくれという指示をもらっていますので、できるだけ早くその交渉に持っていきたい、こういうふうに思っております。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）先ほどから言いますように、できるだけ早くと言われるのは、いつごろが早いのかよく見えないので、時限をできるだけ切っていただきたいのと、基本的には計

画案をつくられないと当然協議できませんよね。だから、計画案は当然町の方でつくられると思うんですが、その見通しというのは立つと思うんですが、その時期はいつごろでしょうか、お願いします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）18年度の予算に計上できるような1つの案をつくって、こちらからJ Rの方へ交渉してみたい、こういうように考えています。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）ということは、来年の3月いっぱいまでにはその協議の場にのれる状況にあるというふうに理解してよろしいですか。

○議長（原田）理事。

○理事（山本）今までの答弁の中でそういう駅前、エレベーターも含めて周辺のバリアフリー、今検討中というご答弁をしたんですが、これが大体まとまりますのが3月中になっ
てまいりますので、それを踏まえて、今、町長が申しましたように、J Rとの協議に入っていくということになろうかと思えます。それで、西田議員さんの方は目標年次を定めてということなんですけれども、先ほどから町長が申していますように、はっきり申しまして、今までこのエレベーターについてJ Rは全く相手にしなかったという状況の中で、正直、前へ進まなかった。それがようやくテーブルにのれるという段階に来ましたので、いつごろというふうな明確な線はなかなか引けないんですが、今の高架のことを考えますと、一日でも早くやらないと、それはむだになってきますので、J Rと一緒に強力に進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）だから、できるだけ早く実施できるように進めていただきたいということと、それともう一つは、これはあくまでも高架事業がある過程の中で前倒しという形で今、協議されるということですので、やはり利用など、そういった成果をきっちり調査する必要があるというふうに考えるんですが、その点はいかがでしょう。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（児玉）今、西田議員がおっしゃられる調査というのは、いわゆるエレベーターの利用度についてですか。これについての調査は現在まだ行っておりません。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）質問が悪かったです。実際にエレベーターが設置されたら、やっぱり前倒

しして、こういったサービスが住民の方によかったですよという、そういった意味の裏づけをちゃんととらないといけないという意味から、実際にエレベーターが設置されたらそういった調査も実施されるかどうかという、その点をお願いします。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（児玉）エレベーター設置の暁にはそういう調査を行ってまいります。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）それじゃ、早目をお願いしたいと思います。

続きまして、2点目の行政改革実施計画のところなんですが、普通、民間と言うたらおかしいんですが、私などの家に対してもやはり保守を定期的にやるわけですね。例えば特に外壁の雨漏りというのは、家などにおいてはもう絶対条件です。そういう意味からして、私の例で言いますと、10年に1回ぐらいは外壁、屋根も含めた防水をやっていくという保守をやるんですが、公共施設においてはつくりっ放しで、後で何かが起きればそれを補修していくというように感じられるんですが、どちらの方が経費がかからないんでしょうか。そういったところのシミュレーションはやられているかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）今朝ほどの崎本議員の質問にもそれがあると思うんですが、確かに自分のものだったらかなり日常見ながら早く手を打つわけなんですね。町内でもマンションが大分できておりますが、あそこは外壁をしかえよるんかというようなことも我々は目にしていますので、そういうことにつきましても、今まで何十年もほうっておったということに対しても今後の計画的なことをやらせていただきたい、こういうふうに考えています。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）今年の流行語じゃないですけども、想定内というのがよくあるんですね。やっぱりきちっと想定していただいて、それを100年なら100年もたすのがいいのか、50年で建替えるのがいいのか、そういったところの計画をちゃんと出して、その財政裏づけというんですか、そういうものをきちんと図られて効率的に運用されるということが肝要だと思うんですが、何回聞いても同じ答えになるとは思いますけれども、その点には要望としてお願いしておきまして、先ほどの質問でバリアフリー化のところで具体的にエレベーターの件なんです。具体的に聞きますが、エレベーターは何基ぐらいでどこら

辺に立てられるような予定であるかという、その点をお願いいたします。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（児玉）現在、業務委託をしております中で、いわゆる北口、南口、この2カ所についての委託を検討しております。その中でどちらの方を、1基になるのか2基になるのか、それも含めてJRと協議して、財政状況も見ながら検討させていただきたいと思います。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）その財政的な面、1基につきどのぐらいかかるのか、お伺いします。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（金子）この業務の中で費用につきまして、一応場所等を選定していく中で全部概算費用を出していくことにしておりますので、その中で我々の方として財政状況を見ながら決めていきたいと思っております。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）じゃ、まだ費用はどのぐらいかかるかわからないということですね。

その次に、3点目の環境対策についての再質問をさせていただきます。この環境対策というのは昨年法制化されて、基本構想、これらを当然立てていかれるというふうに思うんですが、今1年ちょっとたっているんですが、これらの基本構想の策定に当たって他市町村とおくれておるのか、早いのか。今できていないという話ですから、おくれているんじゃないかという感じがしているんですが、その点はいかがでしょう。

○議長（原田）保健センター所長。

○保健センター所長（飯田）まず、環境基本法については平成5年に制定されておりますので、それから、県あたりは平成9年に基本計画を策定しているという状況です。したがって、2000年ぐらいには各県は基本計画をもちろん策定しておるという状況でございます。町といたしましては、ちょうど合併協議等がある時期と重なっておりましたので、現実もしということになれば、そういうものをむだに使うということになりかねないということでどうもその当時は策定をしなかったという経緯があるようです。したがって、今年、他の議員さんからのご質問でお答えいたしましたように、今年度を一応準備期間としながら、公衛協等々の委員さんとも協議をしながら準備をして、いろんな方策を模索しながら、資料も収集しながらということで、来年策定に向けて考えていこうということで、そういう意味ではおくれておるという状況であって、広島県の方

からもぼちぼち策定をというようなことを言われております。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）ということは、調査・研究が必要ですので、来年度にはこういったものの予算が計上されてくるというふうに考えてよろしいでしょうか。

○議長（原田）保健センター所長。

○保健センター所長（木原晴彦）担当部局としては一応提案をするようにしております。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）そのほか、具体的なモデル事業を上げて質問したんですが、町としては、ここに書いてある以外にいろんな具体的な方策が他町村でやられていると思うんです。そこら辺のところは十分キャッチされていると思います。その中で1点だけ聞いてみたいと思います。地域通貨を利用してそういった環境対策をされている、この近郊にはどこら辺があるか、お聞きしたいと思います。

○議長（原田）保健センター所長。

○保健センター所長（木原晴彦）府中町が現在、エコマネーという形で継続してやっておられるというふうに聞いております。これは府中町というよりは公衛協が中心になってやっておられるというふうに聞いております。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）具体的にはどのような内容をやられていますか。

○議長（原田）保健センター所長。

○保健センター所長（木原晴彦）ポイント制がいろいろありまして、50Fというんだそうです。Fというのはエコロジー府中という、e f というのをもじって、50ポイント、100ポイントというようなポイント制を設けて実施されております。どの分が50ポイントでどの分が100ポイントかというのは若干わかりませんが、一応エコマネーを取得できる場所はどこですかというのは、まちの花づくりに参加をしたりとか、小学校の通学路清掃活動に参加をした場合とかというのが何点かあるようです。そのときにそのポイントをいただくということになるようです。そのエコマネーを使えるところというのは、ジャスコの広島府中店でありますとか、そういうような町内の、全部ということではないようですが、幾つかの商店と提携をしてというようにしておられます。それと、循環バスを使っております「つばきバス」の乗車券がもらえるとかというようなことで府中では取り組んでおられるようです。

○議長（原田）西田議員。

○４番（西田）今お聞きするように、環境対策に対していろんなところが取り組みを現実
にされておりますし、そういった相乗効果をねらうということでいろんな具体策を練ら
れているんですね。特に身近なところにも今のような例がございますので、海田町も、
先ほど地域通貨なんかは考えていないというような答弁があったんですが、そういった
ものを踏まえながら、ボランティアに対してある程度の対価を提供しながら、そういつ
た環境対策が前に転がっていくように配慮していただきたい、これは要望でよろしいで
すので、その点、よろしくお願いします。

○議長（原田）本日の議事日程は終了する見込みがございませんので、本日はこれにて延
会といたします。なお、明日も午前９時から本会議を開会いたしますので、ご参集くだ
さい。本日はご苦労さまでございました。

午後４時２３分 延会